附註

(1) 明治維新發祥記、四五頁。
(2) 同、四六頁。
(3) 同、六二頁。
(4) 久保田辰彦、いはゆる天誅組の大和義擧の研究、一二四頁。
(5) 田村吉永著、天誅組の研究、六〇頁に「當時の志士にして十津川鄉に來つて鄉士に身を寄する者多く、梅田雲濱の如きも其一人なり、是より先、安政年間には藤本津之助の來つて視察するあり、又天誅組同志にして此地に來りし者多々ありしが如し」とある。

第四　農民階級と勤王行動

農民階級が實際上尊王倒幕運動に參加したかどうかは本論稿の核心を成すものであるが、此事實を詮索するには天誅組事件を今一度農民側より觀察すると共に、此事件に類似したる但馬の生野事件を觀、更に筑波山事件と戊辰役を觀る必要がある。

一言し置かねばならぬことは、彼の大鹽事件と共に明治維新の前衞戰をなしたる天保八年六月の越後柏崎事件に際し、同地附近殊に三島郡附近の農民が義軍の旗頭生田萬（平田篤胤の門人）に隨從して如何なる役割を演じたかは、既に他の機會に於て論じて置いたから　此處では再び繰り返さないであらう。[1]

偖て、彼の大和義擧に際し、河內地方の純粹農民達の參軍したる事實に就き語るならば、河內の農民森本傳兵衞、和田勝傳、辻郁之祐等の行動を數ふべきである、卽ち森本傳兵衞は河內國錦部郡狹山村の人、淺川八左衞門の次男、成年して森本氏を嗣いだ、資性剛直にして大度あり、農を以て業とし、傍ら鄉事に盡し、衆人の信任する所となる、夙に勤王の志を懷き、同村の水郡（えごり）義雄等憂國の志士と深く交を結ふ、文久三年八月、中山忠光卿の義擧を聞いて馳せ加り、且つ村內の志士を說きて之に赴かしめた、常に輜重兵器の事を司り、五條高取等の戰、軍の爲に盡す所が多かつた、後諸士と議合はずして水郡長雄等と大和を去り、紀州に出でんとし、途に紀藩兵の捕ふる所となり、京都に護送せられ、元治元年七月十六日獄中に斬らる、時に年三十。明治三十五年十一月八日從五位を追贈せられた。同じく和田信勝は河內錦部郡早田村の農民太八の長子で、水郡善祐等に從ひ大和義擧に加はり、義軍の敗後、捕へられて殺さる、年三十三であつた。[3] 辻郁之祐は河內國石川郡富田林村の農民爲次郎の養子であつて、幼より文學を好み、夙に勤王の志を抱き文久三年八月、大和義擧に加はり、敗軍の後捕へられて京都に護送せられ、元治元年七月十

九日獄内に於て斬られた、年二十七。明治三十五年十一月八日特旨を以て正五位を追贈せられた。(4)

以上は河内地方の農民が大和義擧に參加したる事實の人別檢證である、此等の農民が身命を賭して倒幕運動に出陣したのは社會變革豫兆への認識が明確であつたことによるのは云ふまでもない。然らば大和義擧の起りたる同年の文久三年十月但馬の生野の義擧の社會的性質如何と云ふに、此事件に關しての最良著たる「生野の義擧と其同志」の一節に『此事變に於て特に意を留めねばならぬのは、義兵の主體が農民であるの一事である——但馬の有志等は合法的に農民を訓練して一廉の御用に立てようと豫め計畫しつゝあつたのである。』と云はれてゐるやうに、事件の中心勢力は全然生野地方の農民であつたのである。中にも大庄屋中島太郎兵衞は三十九歳の分別盛りで、百姓北垣新太郎は二十八歳の一青年であつたが、何れも當時諸國に擡頭したる國學研究熱に動かされて皇學を學び、身を以て王權復興を策したのである、殊に中島太郎兵衞は伊勢の國學者足代弘訓に學び、其感化を蒙ることが至大であつたと云はれて居る、又百姓北垣留太郎は但馬聖人と呼ばれたる池田草庵の門に入り學びて皇學の眞髓を會得し、生野の義擧に際しては自ら率先して農兵募集の事に當つたさうである、(5)併し、生野義擧も其計畫意の如くに進展せず、蹶起後僅か三日にして鎭壓に服したのであるが、此事件の背後に潜む中心勢力が農民であつたと云ふことは最著しい時代的特異性を持つものと云つてよい。

次に戊辰役に於て兵火の巷となりたる東北地方の農民が如何なる思想を懷き、如何なる行動に出でたかを見るに、越後國南蒲原郡中之島村名主大竹英治の活躍は其一例である。大竹の家は世世新發田藩主溝口家の下に中之島鄕の大庄屋であつた、英治十七歳にして大庄屋見習となり、二十歳にして大庄屋に進み、組下三十一ヶ村を管し、鵜森鄕の大庄屋を兼ねた。鄕内に信濃、刈谷田等の大川が流れて比年洪水に苦しむので、英治は鄕民を督して治水に努め、其功績少くなかつた。戊辰役には勤王を唱へ、十郎左衞門と共に藩主溝口家をして其向ふ所を誤らしめざらんとし、苦心慘憺、爲に東軍の忌む所となり、屢々危難に遭遇した、六月二日の戰には母を擁して逃れ、流寓三ヶ月にして歸り見れば家屋悉く東軍の爲めに燒かれて荒凉となつてゐたと云ふ、戰後大に鄕内の民心を安撫し、復興の業を助けて功あり、後戶長に擧げられた。(6)

以上二三の實例もて說明したる所により、維新革命の進行期間たる天保八年より文久三年の大和義擧、同年の但馬生野義擧並に關東地方の筑波山事變より降つて戊辰役に至るの間、農村の名主、庄屋並に一般地主等が身を以て倒幕運動の第一線に躍進し奮鬪したる事實が明になつたであらう。

附註

(1) 小野武夫、百姓一揆と歴史觀（農業經濟研究、五ノ一）。
(2) 梶原信平、幕末勤王天誅組烈士戰誌、一九八頁。
(3) 同、二一七頁。
(4) 同、二二九頁。
(5) 澤寅一、望月茂、生野義擧と其同志、二—一八頁。
(6) 久保宗吉、今町と戊辰戰爭、四四頁。

第五　町人階級と勤王行動

町人が勤王運動に參加したる根本事情も、農民階級の其れと等しく一方には封建制度下の資本家に對する幕府又は藩主の絶えざる誅求に對し、又は其他一般政治施設の失當なるに對して反抗せんとするものであつたこと、他方志士達が其運動費を捻出せん爲に町人階級に呼びかけ、彼等の財的支援を得んとする所から起つたのである。

武藏國血洗島村の藍商人にして百姓を兼ねたる澁澤榮一が文久二年二十三歳の時、倒幕の直接行動を起さんとしたのは此邊の事情に觸るゝものであつた。其頃の一商人にして一百姓たる澁澤は後の子爵澁澤榮一である。彼の所出は紛ふ方無き田舍の一行商人であり、一農民であつたが、彼は後年人に語つて云ふ。

私の生家（今の埼玉縣深谷驛より北約一里の血洗島村）は元來農と藍の商賣を家業として居つたので、私も少年時代には勉強の傍ら家業の手傳をして居つたが、所謂半農半工に商まで兼て居た有樣で、多少餘裕ある所から今で云ふ質屋の樣なこともして村人に融通をして居つた、卽ち藍の栽培は農業であるが、之を藍玉に製造するのは工業であり、其製品を賣買するのは商業に屬する譯である、血洗島には澁澤姓を名乘るものが十數軒あり、私の家は其宗家であつた。(1)

右の述懷に徵して見ても、彼が農村資產家の生れであることは明である。此一商人、一百姓兒が年壯にして何故に討幕思想を懷くに至つたかと云ふに、彼は其師尾高氏より儒學を授けられ、又劍法をも澁澤新三郎なる人に習つたさうであるから、百姓の子ながらも、幕末の世情に通じ得る丈けの教育はあつたのである、然も彼が直接に反幕思想を懷くに至つたのは曾て十七歳の時、土地の代官若森某から御用金を命ぜられたる際、卽時獻納の返答をしなかつたので、代官は彼を眼下に見出して大に面罵した、其際彼は一介の少年ながらも、大に憤怒せざるを得なかつた、當

時の心理狀態を彼は述べて云ふ。

如何に階級が違ふとは云ひながら、陣屋の役人は私に對して徹頭徹尾權柄づくの取扱をなし、私の人格と云ふものを少しも認めて呉れないばかりか、叱りつけたり、嘲弄したりまでするとは怪しからぬ態度であると思つた、如何に領主の仰せとは申しながら、私の方は御用金を賴まれる方である、年齡が若からうが、身分が低からうが、賴む方と賴まれる方との關係であつて見れば、當然相當の取扱をするのが道理であるべき筈であるのに、殆んど奴隷扱ひにも等しい實際の待遇を受けて私は心中憤懣に堪へなかつた、私は多少でも學問をして居り、又世間の話を聞きかぢつて居る丈けに、それも畢竟幕府の政治向が宜しくないのだと考へ、明確ではないが、此頃から幕府の政治に慊らぬ懸念を抱くようになつた。(2)

卽ち知る、前期資本主義時代に於ける田舍資產家の子たる彼は幕府の經濟的、社會的壓制を免れん爲に何とかして德川氏を倒壞するの必要あることを意識して居たのである、言葉を換て申せば、彼の家產を提げて德川氏の御用を勤むるよりも、此の舊社會組織より脫出して新政治組織に革むるの必要あることを薄々感付いて居たが、然も彼が愈々革命行動を企つるに至るまでには尙若干の敎養と修練を必要とした、仍て彼は二十三歲の時江戶に出て學問修業に精進したが、其時

彼は遂に『速かに幕府を倒して王道を以て天下を治むるようにしなければならぬ』と云ふ決心を抱き、愈々年來の同志と策謀して討幕の擧を企てんとした、併し此擧は同士の尾高長七郎より諫止に逢ふて結局飜意した、其時諫止者たる長七郎は大和十津川鄕士の旗擧げ失敗の實例を聽いてゐたので、若し事志と違つて成らざる曉には、百姓一揆同樣に看做されて犬死に終るから、其れは不可なりとして、蹶起を止めたのである。(3)

× × ×

二十三歲にして革命行動を企てたる澁澤は其後數年を出でずして明治維新に際會し、後更に明治資本主義勃興の流れに操し金融業の先驅として新日本財界の牛耳を取り、明治政府より其功勞を賞せられて子爵の榮位に座するに至つたのであるが、彼れ澁澤の生立ちと青年時代の行動は、今代の社會史學徒をして興味を懷かしむるものがある。封建制下の一商人一百姓が革命思想を抱きながら明治維新を巧に乘り切り、新日本財界の大本山とまで生長し來りたる九十年の閱歷は、生きたる近世社會史の一面として吾人の眼前に展開する。

此他地方商人にして勤王運動に參加したものは少しとしないが、其一例として下野國宇都宮の人菊地敎中と、越後國南蒲原郡今町の新田團治が事蹟を語るであらう。菊地敎中は下野國宇都宮

の人、家世々商業を營み、富豪を以て遠近に聞えた、別に江戸元濱町に店舗の設けがあつて佐野屋と云ひ、安政萬延の際に至つて國家多事、志士四方に起り天下騷然たる狀態となつたので、敎中は慷慨に堪へず、姉夫大橋訥庵と謀り、人を京都に遣し、諸藩の動靜を窺ふて報告せしめた、此時、近國の志士達も敎中が平生より義を重んじ、財を輕んじ、國事に盡すの高義を慕ひ、彼に依賴して其助力を乞ふものが多かつた、敎中は善く之を遇して其志を達するを得しめた、之が爲に費す所數千金に及ぶも毫も愛吝の色がなかつた、彼の平生は居止從容溫雅、閑暇には文人墨客を會し、淸飮の會合を爲し、詩文を評し、書畫を玩ひ、歡飮談笑、家人と雖も其密謀あるを知るものが無かつた、文久二年正月十五日平山兵介等七人安藤閣老を要擊した事件にも參加し、又宇都宮藩の人岡田松本等一橋公を奉じ、將に義兵を擧げんとしたが事發覺して縛に就いた、此等謀議の罪は當然彼れ敎中に連累して終に刑獄に繫がれたのである。(4)

次に越後國南蒲原郡今町の商人にして名主たる新田團治は戊辰役に際して官軍の爲に盡した、彼は幼名を房之助と稱し、天保十年七月二日、今町に生る、其遠祖は新田氏より出て、家世々今町の名主を勤め、中之島大庄屋の管下に屬した。團治夙に勤王の志ありて居之隊に加盟した。戊辰の役、同町は官軍と東軍との間に介在し、時に官軍の陣する所となり、時に東軍の占領する所となつたので、此間に所する團治及び町役人の苦衷の程は察するに餘あるものであつた。六月二日全町を擧げて修羅の巷と化するや、家は火かれ、身は死地に在るも、町家の爲に奔走し、機宜を誤らなかつたと云ふ。因みに居之隊と云ふのは慶應二年の頃新發田藩が內命を下し、浪士岡田重松を聘し附近村役人の子弟を集めて擊劍操銃を學ばしめ、此の訓練を經たる靑年を以て最初方義隊なるものを組織せしめたもので、戊辰役には官軍の爲大に力戰したのであるが、後ち之を居之隊と改めたのである。維新後、居之隊員は新田團治を始めとして何れも新政府より褒賞せられて居る。(6)

以上擧げたる例證は其數必ずしも多しとしないが、然も、德川時代の町人階級が其身を以て、又は其蓄積したる家產を割きて、勤王運動を援助したる事實を明かに語るものである。

附註

(1) 靑淵回顧錄、一三—一四頁。
(2) 同、三二頁。
(3) 同、五七頁。
(4) 戶田忠剛、下野烈士傳、四五—五一頁。
(5) 久保宗吉、今町と戊辰戰爭、四三頁。

(6) 同、五三―六四頁。

第六　百姓一揆革命性の辯

以上私は維新革命の進行中に於て農民層が如何の程度に於て其鴻業に參畫したかを觀ん爲に、先づ農民層の智能的、文化的並に經濟的分化過程を檢討し、次で斯の如くに分化したる農村上層階級者たる鄕士、地主等に對して如何に思想的啓蒙運動が行はれたかを觀、進んで此思想運動の影響を受けたる農村上層階級が新社會の招來を意識して、或は身を以て第一線に跳り出で、敗れて遂に陣歿又は牢死するに至りたる事蹟を例示し、同時に城下町人並に田舍商人も幕府の誅求と身分的壓迫を免れん爲に直接行動を以て政治一新を促したるものである事實を語つたが、此實證的檢討により最早何人も天保年度より明治二年版籍奉還に至る約三十年間の社會變革進行中に於て、農村上層階級者が如何に反封建思想を懷き、新社會思慕の念下に躍動したるかを疑はないであらう。

唯社會史學上問題となるべきことは幕末（天保年度より慶應年度に亘る）勤王運動者中に農民階級の加はり居たることを以て、百姓一揆と呼ぶべきか否かである、此疑念を明瞭にする爲には

幕末に起りたる幾多の百姓一揆を精査し其一々に就て

一、百姓等の行ふたる哀訴歎願等の靜的鬪爭並に强訴暴動等の動的鬪爭は、封建社會を否定して行はれたるものなる乎、又は之を肯定し居たるものなりや。

二、一揆の主體たる農民階級が封建制度の存在を認め其範疇內に於て動く場合は主として目前の生活本能に捉はれてゐるから、何等高き智識と遠望を懷いてゐないけれども、革命的に動く場合には一層高遠の理想――卽ち勤王思想――を懷く譯であるが、斯る思想を有する農民が德川時代に果して在りしや否や。

三、百姓一揆は社會組織の反映である、德川時代の初期と中期と、幕末とでは、其組織內に著しき變化を來し居たる筈である、隨つて斯る社會を背景として起つた多數の百姓一揆にも夫人の主觀に基き『一揆』の名詞を塗抹して一律に勤王軍として記錄するに至りたる爲め、謂ふ所の多くの百姓一揆中、今代學徒の視野に入り得ざるものはあらざる乎。

等々の諸點に注意を拂はねばならぬ。方法は學問を生み、學問は方法を授くるものである、一揆研究を念とする學徒が以上の諸點に注意するならば、必ずや所謂百姓一揆として傳へられたるも

のゝ中にも革命性を帶ぶるものがあり、同時に勤王軍として傳へられたるものでも事實に於ては百姓一揆に相違ないことが判るであらう。

今更絮說するまでもなく、同一事件を或は「百姓一揆」と云ひ、又は「勤王運動」と呼ぶのは何れも其時代人の方便語であつて『勝てば官軍、負くれば賊』の俚諺によつても判るやうに、抵抗反撃を受けた側より觀れば、凡べてが一揆であり、暴民であり、凶徒であるけれども、其反對側より觀れば義擧であり、義民であり、殺身成仁の善行であつたのである。百姓一揆を科學的に取扱はんとするに際しては斯る一時の臨機的觀念から離れて至極冷靜に社會運動の連續性を凝視すべきである。斯る周到なる學的態度を持するならば、彼の文久年度の十津川事變に對して、幕府側が「一揆」の文字を用ひたるに反し、維新後の政府も民間も一齊に「義擧」の文字を以て之を表示したるを觀て、何等混迷を感ずることなくしてすむであらう。

之を要するに幕末農民の勤王運動は百姓一揆の一部分であり、其發展であり、且つ時代轉歩の重大性を示すものであると觀るべく、斯くこそ、百姓一揆の時代的本質が闡明し得らるゝと共に、農民層の敢てしたる直接行動は凡て之を百姓一揆の類型として何の不可なき理由が理解せらるゝであらう。此點に就きては黒正博士が農民の勤王行動を高揚するに於ては幾多の幕末志士を貶する結果になるとて百姓一揆革命性の顯現を幕末農村社會の一現象として認められながら、(1)他の半面に於て幕末農民の勤王運動は單なる百姓一揆との競合なりとて、極めてあつさりと肝腎の論議焦點を外らし、革命性の存在を否定せられんとする態度は到底承服することが出來ぬ。(2)

附註

(1) 黒正巖、百姓一揆の研究、四三頁。

(2) 黒正巖、大鹽の亂と其社會的影響（社會經濟史學、三ノ八）。

餘論

完成期封建農村の智識階級であり、有産者であつた鄉士や地主が、明治維新後に於て如何なる政治上並に社會上の役割に任じたかを觀るは、維新後に於ける資本主義制度が躍進的發達をなす中に在つて彼等の辿つた社會史的歩行を知る上に於て極めて重要なる事である。蓋し封建制度の體内より生長したる資本主義機構の人的要素をなす鄉士や地主は、維新後更に一段の邁往を以て本格的資本主義制度内に入り、其處を濶歩しつゝ、其勤王說、其民權說を高調して政治經濟、法律のあらゆる部面に資本主義組織を取込まんことに努力した。就中板垣退助の率

ふる自由黨運動は最顯著なるものであつたことを私は既に他の機會に於て論述したことがある。(1)
此自由黨運動に舊鄉士や地主が都市の豪商と相携へて參加したる事實と、彼等の父祖の實踐した
る勤王運動との間には一脈の聯絡が存在する、別言すれば、藩閥政府に對抗を續けたる自由黨員
は明治時代に入り突如として蹶起したものにあらずして、既に德川時代の末期より彼等の一部は
次に來らんとする新社會を思慕し、之を顯現せん爲に策動し、力闘しつゝ維新革命運動の一枝隊
としての役割を充分意識的に擔つてゐたのである。繰り返して云へば、幕末農民階級の革命行動
は其分量より云へば些々たるものであつたかも知れぬけれども、其質に於ては異常の重大性を帶
び、且つ其革命行動の進展性に於て確かに後年——維新後——の自由黨運動と相聯通するものの
あつたことは、特に注意せねばならぬ點である。

附註

(1) 小野武夫、維新農村社會史論、五八頁。

第十一篇　農村に於ける特殊の家筋

緒言

茲に農村に於ける特殊の家筋として世に所謂狐持や、犬神憑きや、蛇憑きの家筋なるものが日本の農村に存在して一般の村民より嫌忌せられ壓迫せられ來り、今猶ほ其餘習の存することを述べんとするのである。

一概に特殊の家筋と云つても、其の範圍は甚だ廣く、夫の世に謂ふ所のエタ非人も一種特殊の家筋であれば、山間の餘部や、沿海の海部部落も亦特殊の家筋であり、又一村一部落と云ふ如き聚落をなさずして點々散在する特殊の家筋には夫の鬼筋とかあるき筋とか、神子筋とか、禰宜筋とか云ふものもあるが、本篇に於ては上記の如き家筋のことには一切觸れぬことにし、專ら憑き物持なる迷信俗によりて暗默の間に一般村民より排斥せられ居る階級者の一團を其論究の眼目に數へんとするのである。

此種の社會事實に觸れたことのない人々は「狐持」とか「犬神持」とか云つても、何等の學術的價

値なき物好きの茶話か何か位に之を卑下して仕舞ふかも知れないが、私は年少の時より此種の迷信俗の事實を目撃し、其社會良習に反することの至大なるを熟知して居る、故に私は此小篇を草するに際しては、夫の農村の小作問題や、水平社問題に對すると同じ氣持で思索と論辯を試みようとするのである。

第一　特殊なる家筋の概念

狐持とか、蛇持とかの名の下に特殊なる家筋が一種の社會階級として存在するのは、家其物が直接他人に障ると云ふのでは無くして、迷信的に階級づけられた其の家の者が或小さき動物、例へば狐とか、犬とか、蛇とかを使ひ、此小動物の生靈をして自分の羨しく思ふ人や、憎しと思ふ者を病氣に罹らしむるによつて、其家筋の者は一般より恐しく思はれ、敬遠せられ、遂に忌み厭はるゝに至り、此の家筋の者と婚を通ずるを避くるのみならず、其家の山林田畑を買へば狐や犬神が其土地について來ると云つて之を買はず、隨て其の親族とさへも結婚することを忌み厭ふやうになる、斯くして憑き物持の家筋及び其の家筋に當る者は一般世間より全く特殊の待遇を受くるに至るが故に、其家筋は全く爭ふ餘地なき特殊階級となるのである。

人に憑くと云ふ家筋は種々の名を以て呼ばれて居る、卽ち邪氣持、狐持、狐使ひ、人狐、狐つき、狐憑き、蛇つき、外道持、そんつる、犬神持、トウビョウ等と呼ばれて居る。此等の名の下に呼ばれて居る家筋は自分の意の儘に、小動物を使ひ他人に取り憑きて病氣を起さしめ、又は急死せしむることが出來ると信ぜられて居る。

然らば人に憑くと云ふ動物は如何なるものであるかと云ふに、其の種類には色々あるが、一般に信ぜらるゝ所によれば、人に憑くと云ふ家筋では特定の動物を飼養し、此等の動物を使つて第三者の身體に障害をなさしめて、惱ますことが出來ると信ずるのである。而して此の特定動物としては多くの場合、野狐、犬、蛇（又は狸、猫、蟇、馬、鼬、むぐら等）が數へられて居るのであるが、此等の動物中蛇と蟇とは冷血動物であるけれども、其他の動物は皆溫血動物である。冷血動物たる蛇や蟇は動物其者の形相が人に好感を與へず、餘程の物好きでなければ蛇を愛玩したり、蟇を愛賞したりするものは無いが、溫血動物の中には平生人間に多く養はるゝものが澤山ある。卽ち犬にしろ、猫にしろ、馬にしろ、皆農家に愛養せられて居る、唯狐や、狸や、鼬や、むぐら等は人に飼はるゝこと甚だ稀であるが、是とても捕へて見れば一個の可愛らしい小動物であるのに、憑き物迷信家は此等の小動物が特殊の家筋の主人公より使役せられ、自分の身體に入り

宿つて、疾病を起さしむると信ずるのである。

人に憑くと信せらるゝ動物には斯の如く多くの種類があるのであるが、此等の動物の中には何等人間の媒介によらず自ら直ちに人間に憑き得るものと、一見人間に使役せられ、其れが第三者たる人に憑くと信せらるゝものとの區別がある、例へば狐や、犬や、蛇は一旦先づ人間に飼養せられ、其指揮を受けて他人に憑くと思はるゝのであるが、此他の動物たる猫とか、馬とか、蟇とか云ふ動物は、人間の媒介によらず、單獨で人間に憑くと思はれて居る。而して憑き物の迷信が原因となりて社會的階級を生ずるのは前者たる場合、卽ち小動物たる狐や、犬や、蛇が人間に使役せられて他人に憑くと云ふ場合に生ずるのである。實際此等の小動物を使用して他人に禍する家柄は世間から恐ろしがられ、忌み嫌はるゝ故、斯く嫌はるゝ家柄は「障らぬ神に祟りなし」で成るべく關係しないに限るとの觀念より、自ら一個の迷信的階級が作り出さるゝのである。

迷信によつて生じたる特殊の家筋は日本國中殆んど存在せざる處無き程分布面積が擴大されて居るのであるが、其中に就ても、山陰地方が最も甚しく、同地方に於ては此の迷信俗が古來極度に行はれ、現に今日でも猶ほ其勢が相當に盛んなる有樣である。本篇の中に、山陰地方、殊に出雲及び岩見地方の資料多く現はれて居るのは全く同地方が古來よりの迷信俗猖獗地であるからである。

第二　迷信的階級發生の原因に關する考察

狐や犬や蛇の如き動物が人間に憑くと云ふやうな迷信は何故に起り、且つ其れが原因となりて農村社會に特殊なる心理的階級まで作らるゝのは如何なる事由より來るのであるかと云ふに、其原因としては第一に人間性の弱點、第二に妖僧妖尼の助言、第三には世間の輕信中傷及び流言が卽ち是れである。

（イ）人間性の弱點

設令科學の發達し居らざる往時に在りても、氣丈夫な人であれば狐や、蛇が決して人に憑くものとは信せず、却つて斯かる妄信を排し、石を以て蛇を打ち、刀を以て狐を殺したことであらうが、或る心弱き人間は此等小動物の生靈又は死靈が人間に憑いて疾病を起さしめ又は家運を傾けしむるものと信じたのである。今日考古學者が諸所の古墳を發掘し、其人骨の上に石を置きて動く能はざらしめてあることを見て其死體が再び浮び上りて生ける人間に害を爲さんことを恐れたものであるとの推考や、現に今日に在りても、死者が生前に使用したる什器の類を死體と共に埋葬し

て、以て、其の靈を慰め再び惡魔となりて此世に出づることなからしめんとする習慣から觀ても、其半面に多くの弱點を有する人情の常として、或る動物の魂が人間に乘り移りて、他人に害を爲すと云ふ如き妄念の起り得たことに不思議は無い。

（ロ）妖僧妖尼の助言

次に斯かる迷信俗を助長する今一つのものは所謂妖僧及妖尼の輩である。村の人が病氣に罹りて近在の修驗者に加持祈禱を賴むと、修驗者は其奉ずる神棚の前にて此病氣は村の何某が何々の恨みによつて狐を憑かせてあるとか、蛇を遣はしてあるとか宣告するのである、斯く云はれると其患者は其れを眞實に思ひ込んで、其時から其狐持や蛇持を恐るゝに至ることもあれば、間接に第三者を通して斯く言ひ觸らさしむることもある。

玆に私の幼時の思ひ出の一節を語りたい、私の鄕里の豐後國大野郡あたりには、犬神憑きの迷信は今日でも猶は相當に行はれて居るが、私の幼い頃には今よりも一層此迷信が盛であつた。私は六七歳の時、どうしたことか、俄に右足の股がつりつけられて跛足をひくやうになつた、私の步く姿を觀て私の母が其袖を絞つて泣いたのを未だに覺えて居る、私の父も母も一生懸命に神佛を拜んで私が人並の體に回復するやうに祈つて呉れた、或夏のこと、私は父に負はれて隣村新田村の山方部落の或庵寺に往つた、其庵寺には私の村に二三の緣家があつたので前頃から相當に親しくして居つた、夜になると、庵寺の御堂の前に父と私とが坐らせられ、外に女（其女は庵主の親類の者）が一人「カラ」に立つた。（「カラ」とは「ゲドウ」を乘り移らせて物を言はせる爲めの人柄のことである。）

「カラ」に立つた件の女は紙の御幣を持つて御堂の前に靜座する、其の側で庵主は聲高らかに御秘を讀む、すると其の女の持つて居る紙の幣がぶる〳〵振ひ出し、其の愈々激しく振ふ段になると、庵主は「カラ」の女に對し、「貴樣は何處から來たか」と問ふと、女は「何處々々から來た」と答へる、何故に來たかと理由を訊くと、又其理由をも答ふる、其時庵主は『汝外道奴を神力によりて取りちめる』とて「カラ」なる其の女の持てる幣を紙袋の中に入れて其口を固く結び、其袋を座の横の板壁に吊して弓の矢で射ると、袋の中の外道が卽死するとて云ひ、又は夜間庭の中に火を焚いて其の袋を火中に投ずれば、外道が靑い火を發して燃えると云つたのを私は覺えて居る。斯かる行事をすると同時に庵主は又私の身體を檢し、私の左の胸の乳の下がビク〳〵動いて居るのは、其所に外道が潜んで居るのだとて、氷の如き脇差で私の乳の下を抑へ、小さい私の胸の膚に血のにじんだのを覺えて居る。（左

乳の下の動くのは心臟の鼓動が體外に現はれるものだとは、私が後に小學校の理科で生理學を教はつて初めて知つた。）

右の祈禱を受けてから私　母は殊の外に迷信深くなり、諸所の神佛に願を立て、私の病氣が癒つたら月參りをすると願を立てたので、私は其願ほどきの爲めに後に毎月神樣詣でをさせられたのは可也の苦痛であつたが、後年私が近村の良醫の外科手術を受けて體が健康に復してからは私の家の憑き物迷信も大いに薄らいだが、此の話は早や既に三十餘年の昔となつた。

斯の如く一方には人間の弱き心があり、此弱氣に乘ずる妖僧や妖尼が神事に託して種々の助言を患者に致す爲に、患者及び其の保護者の迷信は益々深くなるのである。

（八）世間の輕信と中傷

而も右の助言ばかりでは迷信的階級を來すには至らぬ、村の何某が人狐となつて憑いて居るとか、或は蛇を使つて人を惱ませて居るとかの助言を妖僧や妖尼がすると、其れを患者や患者の保護者が親類に話したり、隣人に吹聽したりするので、噂がパツと擴がつて、其の狐持や蛇憑きの家は世間から恐ろしがられ、敬遠せられて結婚には緣遠く、遂に世間から疎外せられて何となく

不愉快となり、甚しきに至つては、村中全體寄りてたかりて其の狐持や蛇憑きを壓迫し、遂には其村より退去せしめ、其の跡の空き家に火を放つたり、又憑かれたと稱する患者自身が精神に異狀を來して自ら我棲家に歸るなど口走りて其の狐持の家の軒下に至り打倒れて譫言の數々を竝べ、村一帶を騷がしむることさへもあるが、斯くなれば、憑き物持と稱せらるゝ其の家は全く孤獨無援の狀態になり、其の一家親類までも擧げて之を特別の家筋として取扱ふことになるのである。

人間の本性に物を恐るゝ心があり、此の弱點に乘じて法印、庵主、山法師等の修驗者が、故らに枝葉をつけて無より有を生ぜしむる處から、憑き物持の迷信が實在的になり行き、之を其患者又は保護者が他言して、世間に流布せしめ、世間が其患者に同情して輕々しく信じ、其の憑き物持を恐れ又は中傷するから、遂に嚴然たる迷信的社會階級が村内に生じ、其間より色々の慘話や滑稽談が聞かるゝことになるのである。

第三　迷信俗の實體

迷信により特殊の家筋として階級づけられてあるものゝ内、最も著しきものは狐持（別に又人狐とも云ふ）と犬神持及び蛇つきである。此外或は狸つき、猫つき、水神つき、馬つき、蟇つき、

鮹つき等が人の噂に上ることはあるけれども、後者の方は多くは其の人一人か直接に如上の動物から憑かれて居ると信ずるのであつて、之が爲めに社會的階級をなして居るもので無いことは次節に於て詳述する。

然るに玆に云ふ狐持や、犬神持や、蛇つきと云はるゝ家柄は紛ふ方なき一個の社會的階級者であつて、斯く狐持、犬神持、蛇持等と云はるゝ家筋に對しては一般村民は結婚することを好まず、宛も一種の賤民に對する如き態度を以て之を敬遠するのである。而して此の特殊の家筋觀念の態様は地方によりて多少の差異はあるけれども、今其の主なるものにつき、二三地方の實例を擧げて説明したい。

（1）狐持（出雲地方の例）

日本國中に在りても出雲は狐憑き迷信の本場である、同地方に人狐の噂の多いことは世に有名な話である。出雲では「狐持ち」又は「蛇持ち」と云ひ、石見では「犬神」と云ひ、共に夫れが血統を傳つて續くものと稱へる。其内「蛇持ち」は稍趣きが異なつて居るが、「狐持ち」と「犬神」とは元々同一事で、其血統の者が、他人でも恨めば、直ちに「人狐」や「犬神」が行つて祟り、祟られた者は病氣になる、病人は醫者や藥では癒らぬ、神佛に祈るも、神職か、行者かに頼み加持祈禱をして、人狐や、犬神を追ひ出して貰ふ外ない、祈禱をすれば、病人は憑き物持だ、其人狐を送つた者と同じ聲で恨みの數々や、希望條件など喋ると云ふ。斯様な迷信の爲めに「人狐持ち」に白い眼でにらまれると、間もなく病氣になるなどは、よくあつた話である。從つて此血統は一般から忌み嫌はれて、緣組をされないのみならず、甚しきに至つては、人狐持や、犬神持の家の所有地などは之を買取らぬことすらあつた。又狐にさはられた病人は平素の嗜好とは違つたものを喰いたがる、其れは病人が喰いたがるのでは無くして、之にさはつた狐が欲しがるのだと云ふ。狐持の家には常に七十五匹の人狐が居る、其れで狐持の事を俗に七十五人の家内持とも云ふと云ふ。或は其家族の數だけの狐が居つて、家族に子供が一人出來れば、人狐も一匹子を生むのだとも云ふ。人狐は狐に似て耳が割合に大きいもので、顔の丸い鮹よりも少々小さいものだとも云ふ。其人狐が時には遊びに出て、石垣の隙間などに出入するのをよく見る事があるとも云ふ。狐持の家から嫁や婿を貰ふと必ず其の人狐が付いて來て其家が直ぐ狐持の仲間になる、其れで白米（狐持でない普通の家）の家では決して狐持とは緣組せぬ。此の迷信の爲に、結婚後十年以上も同棲して、一家團欒何等の故障の無かつた家庭に在つても、其嫁の里方が狐持であると

云ふ事が知れるとか、よしや、さうまでゞ無くとも、其里方の親戚の、其親戚ばしにしても、幾分か狐持の疑ひのある事がわかりでもすると、忽ち離縁話が持ちあがるのである。よしや、其縁家では何等其れを氣にする事なく、現狀に滿足して居る積りであつても、其親類が之を承知せぬ、強て其縁を續けて居る場合には他のすべての親類と不通になつて仕舞ふのである。若し、幸に其親類が之を承諾したとしても、更に其親類が承知せぬと云ふやうな次第で、之が爲に破境に嘆を見た實例が少くない。狐の憑くのは狐持に附いて居る狐が主人の命令によつて來るのみではなく、主人は何にも知らぬ間に、其附き來りの狐が主人に忠義立して、自分限りの了簡で勝手にやつて來て、主人が憎いと思ふ人、主人が羨しいと思ふ人を苦しむるのであると云ふ。（鳥取縣小作官梅原千松氏私信報告、並に「民族と歷史」第一卷第一號、喜田貞吉博士論文）

（ロ）犬神筋（土佐地方の例）

犬神筋のことは到る處に於て聞かれ、現に著者の鄉里なる豐後地方に於ても前述の如く今猶は其妄信が行はれて居るが、茲には特に土佐地方の例を引く。

當地方に「犬神憑」と云ふもの有之、之は代々子孫に傳はるものにて、其家を「犬神統」と申候、併し犬神統の者も平生は別に他人より輕んぜらるゝとか、嫌はれるとか云ふ事は無之候、唯此家統の者と結婚することは不可能に御座候、此系統の家はずつと昔より有之由に御座候。

爰に面白き事は其犬神が他の人に食ひ附くこと有之候ことに御座候、例へば犬神統の甲なる人有りとして、又此系統にあらざる乙なる人ありとせんか、而して甲の欲する物を乙が所持して居るとか、或は甲より恨まれるとか、惡まれるとか、羨まれるとかしたる場合、甲が乙に食ひつくにて御座候。

小生は未だ實見仕らず候得共、聞く處によれば、今年五十餘歲にて夫婦暮しの一家あり、頗る仲よく候處、犬神統に非常に之を羨む人あり、老夫婦が熱心に仕事の最中、其爺さん急にグタ〳〵となり、フラ〳〵して眠り出すことあり、是れ卽ち食ひ附きたる時の由に御座候、婆さんは仲々氣丈夫の人との事にて、犬神も食ひ附く能はず、何時も爺さんばかりに食ひつき申候處、其際婆さんは直に琴平さんのお札にて爺さんの頭を叩き「何故來たか」と問へば、「二人が羨ましいから」と答へる由に候。

或は又犬神統の子が病氣の時、他の某婦人が頭を冷やす爲の氷を與へたるに、某婦人に犬

神が食ひつきたる事も有之候由云々。（「民族と歴史」第八巻第一號、濱田重道氏報告）

（八）蛇憑（伊豫地方の例）

伊豫地方にては蛇神一名蛇持の人があると、唯でも憎しと思へば忽にとりつき、或は他人の所有せる物品を所望して得ざるときは、蛇持其所有者に乘り移りて蛇つきとならしめ、精神惱亂して或は某の方の蛇であることを口ばしり、舌をペロ〳〵させ、腹を座につけてのたり〳〵匍ひ廻つて狂態を現はす。家族は其蛇持に喰ひつかれたと公言し、附近の人々は某は誰に喰ひついたと稱し、社交を排斥する。之は就中無智なる女子に多い、精神病であるから、斯かる場合は醫者にも見せず、山伏や巫女を招いて怪し氣な祈禱をなし、往々にして死に至らしむることも少くない、例へば蛇憑なれば病者を蛇扱にして早く去らぬかと敲き、或は松葉や菜種の幹で燻べると、病者は苦しみの餘り、歸るから許せと云ひ、連れ出さんとするや入口でばたり倒れて正氣づくのである。蛇持の家は俗に蛇筋と稱し、代々血統相續くものと信じて、其家に生れたものは往々結婚の妨げとなつた。（「民族と歴史」第八巻第一號、横田專松氏報告）

以上二三地方の報告によりても、物憑きの家として世間から疎外せらるゝ家筋では狐とか、蛇とかの小動物を飼養し在り、此小動物が主人の爲めに他人を惱ますと妄信するものであることが判るであらう。

第四　迷信的階級者と普通迷信者との區別

前說にも一言述べて置いたやうに、農村の凡ての迷信家を迷信的階級たる特殊の家筋と見てはならない。數ある村民の中には其の精神的發作によつて或は自分に人間の死靈がついて居るとか蠱がついたとか、又は水神がついたとか、猫がついたとか口走つて、其眼色を變へ、他愛もない放言をなして人を失笑させたり、又は人から嫌はるゝ人達もあるのであるが、單に其の人が一時的精神發作により何々から憑かれたと云つても、其れは未だ迷信的階級をなしては居らぬ、否な迷信的階級をなして居らぬばかりでなく、其の社會的階級者としての特殊の家筋は一般村民より狐持又は犬神持として特殊扱をせられては居るけれども、其家の者は何等自ら狐を飼養し、又は犬神を持ち居るものとは信せず、精神的には却つて健全なる家筋である。然るに狐持に憑かれたといひ、又は犬神に憑かれたと云ふ人々は自分の方から其の生理的故障を憑き物にかこつけて居る輩であるから、其方

こそ却つて精神的弱者であり、迷信家の列を脱することの出來ぬ者である。故に唯單に夫の人間社會以外の或者例へば猫から、水神から、墓からつかれたと云つて、誰が眼にも一見精神病者と觀らるゝ人達は、狐持や犬神持と同視すべきものにあらずして、普通民中に數へねばならぬのである。

以上の見地に立ちて、世間に所謂普通の物憑きなる精神病者を見れば、夫の特殊の家筋なる狐持や、犬神とは其間に著しき差異のあるを見るであらう、此事たる、其間の事理自ら明白にして敢て累說を要しないものではあるけれども、一般世間では兩者を一緒に憑き物の中に入れて混淆する嫌があるやうであるから、茲に聊か論辯を試みる次第である、其れには先づ左記二三地方よりの報告を讀めば判然する。

（イ）外道憑き（阿波地方の例）

阿波の外道とは如何なるものかと云ふに、甲なる人、乙なる人の爲に大なる怨みが出來た、或は大變な恥辱を與へられたと云ふ時、甲なる人が其怨みを晴さんが爲、或は恥辱を雪がんが爲、自殺をしたと云ふ時には、乙なる人の家には甲なる人の外道が憑いたと云ふのである。若し家に外道が來ると其家は如何にしても榮へることなく衰微して仕舞ふと言傳へられて居る。手鞠歌に

「九ツカエ、此處で魂魄定まりて阿部の外道となりまする、怖しいわいな」と云ふのである、これは阿部家に金子が紛失したので、下女を疑ひ其下女が自らの潔白を表せん爲に、縊死を遂げた出來事を歌つたものであると云ふ。（「民族と歷史」第八卷第一號、後藤捷一氏報告）

（ロ）墓憑き（筑前地方の例）

久留米地方では墓のことを「ワクド」と云つて居るが、之を殺すと、其殺した者にすぐ憑いたり祟つたりする、墓につかれると、耳をくすぐられ、或は耳の中に入つて甘酒を醸される、墓につかれた者は墓の形になつて死ぬる。（「民族と歷史」第八卷第一號、及川儀右衞門氏報告）

（ハ）馬憑き（三河地方の例）

三州野田の中村と云ふ處に太郎助と云ふ者若き時馬の喰ひ合ふを鎌にて敲き放すとて、鎌を馬の背に打ち込み馬を殺しけり、彼の者四十四五の時、馬に憑かれ、煩ひ、馬屋に入りて馬の如くに嘶き、壁などかぶり、雜水ばかりを呑み、狂死しけり。

同じく野田の町、次兵衞と云ふ伯樂、寬永十五年八月より馬の眞似して眼を見出し、怖しく嘶き、桶ながら雜水を呑み、五十餘歲にて死にけり。

慶安四年三月、粟津家老、京四條の鹽風呂に入り給ふ所に、宿の向ひの亭主馬の嘶く眞似す、

連れの人見て之は唯事ならず、長老利益に弔ひ給へと云ふ、尤なれども願くは彼の者我を頼めかしとあれば、是を聞き、彼の者長老を頼む、さらばとて、逗留中七日程弔ひ給へば、即ち本復す、汝何者ぞと問ひ給へば、本馬使なりと云へりとなん。

三州岡と云ふ村の近邊、江村と云ふ處に、聚泉と云ふ獨庵坊主、伯樂を業として世を渡りけり、寛永十六年の春、不圖煩ひ付きて百日程馬の眞似して雜水を馬桶に入れて呑ませ、即ち廐に入れて置くに、四足に立ちて足掻して狂ひ、力強、氣色恐しくなり、三十八歲にて死けり。（「民族と歷史」第八卷第一號、喜田貞吉博士）

（二）猫憑き（伊豫地方の例）

伊豫の宇摩郡では猫を殺すと取りつくと稱して決して猫に害を加へぬ、自分（報告者）の子供の時、上山の彌八さんと云ふ氣のふれた男があつた、始終「猫がとりついた、猫がとりついた」と獨語して居るので、其男が來ると誰でも逃げて仕舞ふ、聞く處によると、其彌八さんと云ふ男は豪農の人であつたが、何かの誤でつい飼猫を殺した處が、其れから遂に氣がふれて財產も何も人に滅茶苦茶にせられ、猫がとりついたと獨言を言ひつゝ乞食になり下つたのであると云ふ。（「民族と歷史」第八卷第一號、森本椎作氏報告）

以上の實例により觀ても、本篇の主題たる狐持や犬神持と普通の物憑きとの區別の明かなることが會得せらるゝであらう。前者は惡魔たる狐の魂や、蛇の魂を憑き物持なる人間が利用し、之をして他人を害せしむるとの觀念より來るものであるから、其は多分に客觀的なる精神作用であるに、後者は自分自身が或る死靈又は動物から憑かれたと妄信するのであるから、其は全く主觀的なる自己の精神作用より起るものである。

第五　德川時代の迷信俗一斑

（甲）狐持に對する村民の壓迫

特殊の家筋が既に迷信から起つたものである以上は、其の習俗は民智の遲れた地方程、又時代の古き程、其の習俗の濃厚であつたことは想像し得らるゝことである。

人狐なる迷信的習俗の最も盛んなる山陰地方に於ては、德川時代に於て村の庄屋が村内に人狐が居て病者を增し、村を騷がすこと尠くないとのことから、其の家筋の者に對して立退を命じたことがある。今左に萬延元年十一月、石見國上來原の庄屋某氏が其地の代官に對して其村内の狐持即ち人狐なる家筋に對して退去を命じて良きや否やを伺ひ出でたる記錄を引く。

乍恐御願申上口上覺

七ヶ年以前去ル寅年、當村保寧寺下人幸三郎女房病氣ノ處、邪氣相障候樣相見ヘ、大宮司山崎常陸相招、加持祈禱致シ候處、同寺下人實太女房しのヨリ邪氣差越候段口走候由、右ニ付實太並同人親類庄屋下人政平磯助ヨリ願出候ハヽ、再加持仕度候間、村役人立會ハセ呉候樣願出候ニ付、組頭五人組之モノヘ立會申付、再加持仕候處、邪氣申候ハヽ、村内西谷ト申所ニ先年喜代助ト申者住居仕、庄屋下人磯助婦ふきト夫婦ニ相成居候處、右喜代助儀俄中當村ヲ立退申候處、其時村内ヘ出居候邪氣主人ヲ取逃シ候故、緣合之儀ニ付磯助妹之子庄屋下人政平方ヘ相殘、實太女房ハ政平妹ニ付彼方ヘ茂邪氣相分レ、追々ニ村内緣家磯助並卯平家ヘ茂邪氣相分レ候積ト口走リ申候、古ニテ幸三郎女房ヘ相障候譯ハ、先年ヨリ隣家萬三郎方之取上婆實太方ヘ賴來候處、幸三郎女房ヘ賴替候恨有之、夫故邪氣參候委細ニ口走、實太政平磯助杯立會候者共モ先年喜代助邪氣一件以來喜代助ト絶交致シ居候ニ付、自身共邪氣持ト申事合點行不申處、口走候上ハ致シ方無之、銘々邪氣持ニ決着仕候、其節實太儀ハ保寧寺下人ニ致シ置不申段同寺ヨリ申達暇差出候處、立退處茂無之ニ付、同寺ヘ種々相願、以來邪氣出シ申間敷旨申斷候故、引續キ同寺下人ニ而地内ニ居候内、又々此度

右幸三郎女房ヘ邪氣差向相惱シ候ニ付、十月八日大宮司山崎民部輔相招、隣家百姓萬五郎親類百姓源介立會加持致シ貰候處、右實太並庄屋下人政平方ヨリ邪氣連合罷越障リ候段口走候ニ付、早速實太政平呼寄申候處、兩人罷越一同立會再應加持致シ貰候處、實太政平兩人方ヨリ邪氣參段口走、尙又村内處々江障、人ヲ喰殺シ牛馬ヘ障事共數々口走、此内地下人江障候狐ト申候事モ有之候得共、實ハ實太政平卯平方之邪氣ノ由口走候、實太政平茂委細屆候上引取申候、其節社人中ニハ神ニ祭リ、喰物等宛喰候ハヾ外ヘ障申間敷ヤト病人ヘ相尋ネ候處、病人申ニハ、後日神ニ祭、喰物等宛喰貰而モ當時出盛儀ニ付、諸人ヘ不相障ト申事ハ不得申段口走候ニ付、此上地下ニ相障如何樣之難澁筋出來可申茂難計ニ付、村方一統ヨリ右邪氣持一派實太政平卯平磯助源藏五人之者家族引連村方立退被仰付被下置度段願出申候、依之双方私手元ヘ呼出シ聞調之上、口書ヲ以取計方儀御伺奉申上候、於私儀村中ヘ害ヲ成候者共ヲ其儘難差置相考、乍併多人數立退候儀御願申上候儀恐多奉存候得共、此儘差置候而ハ一統人氣相折合不申、此上如何體之故障出來モ難計奉存候ニ付、不顧恐茂御屆達申上候、尤一統ヨリ申出候處ニ而ハ、邪氣持親類一同立退不申而ハ邪氣相殘段申出候得共、親類トハ乍申磯助方ヨリ邪氣出而人ヲ惱ミ候事ハ承不申、源藏儀ハ實太次男ヲ養子

ニ貰受候故、邪氣傳リ候儀ト相心得、右養子ヲ相返シ、勿論此内邪氣徘徊爲致候、慥之引合モ無御座候

一、邪氣持共ヨリ申出候ハ、此内吉田表ニ而御祈禱仕候得共、今一應上京仕吉田表ヘ入念ニ封、御祈禱御願申上候ハバ、タトヘ村方立退候ニ茂、外村ヘ參邪氣徘徊不仕、其所ニテ氣受モ宜可有之間、其段村方一統ヘ申諭呉様嘆出候ニ付、人々人別江申達候處、人別ヨリ申出候、此内吉田表ニ而御祈禱之顯モ其程無之ニ付得ニ折合ニ不申段、一統申出候、元來實太一派之者共平日諸事心得方不宜ニ付、村方不受ニ御座候間、彼是乍恐御賢察被成下様申上、双方ニ口書取揃御伺申上候處、今一應得ト遂吟味候様被仰聞佐田十助、山本泰藏兩人被差向候ニ付、立會之上、吟味仕候而別紙口書夫々入御覽申候誠ニ不容易御厄害筋之儀恐入奉存候得共、不得止事參懸御聞屆被下何分宜御差圖之程偏奉願上候以上

申十一月(萬延元年)

代官宛

上來原庄屋

右の記錄を送られたる梅原千松氏が筆者に通報せらるゝ所によれば、斯くして上來原の庄屋は萬延元年の十一月に其の村の人狐と云はるゝ家筋の者を無理矢理に他地方に退轉せしむる爲め、先づ其地の代官の差圖を受けて其立退を實行したのであるが、退轉後、村民は各々手に手に松明を携へて、退轉したる跡の空家に火を放つて殘らず之を焼き拂つて仕舞つたとのことである。

(鳥取縣廳、梅原千松氏私信報告)

(乙) 狐持迷信に對する藩廳の取締

斯の如く出雲地方に於ては德川時代の頃には人狐に對する村民の壓迫があり、隨つて其の弊害も亦甚しかつたので、松江藩廳は其れより先き、寛政三年八月、領民をして此の忌むべき迷信を去らしむるやう詳細に其の事理を說き、法度を定めて觸書を出した。

寛政辛亥八月狐無之儀御觸書

人狐之儀は、愚蒙之說にて、是迄、御頓着無レ之候所、近來令二增長一、既に去秋、神門郡二部村、平太郎娘ひなと申もの、相煩候所、親族共狐付と心得、推量沙汰を以て、同村金左衞門、新左衞門方より、指越候杯と申唱、同郡古志村、山伏敎法院へ、祈禱相願候處、邪欲の汚を以て、兩人方より來候狐之由、色々事を申懸、兩人の親類よりは、追々令二絶緣一候

に付、無レ據訴出、當春御吟味有之候所、全親類之邪推、山伏之奸曲に而、人狐之沙汰は無ニ跡形一儀及ニ白狀一、夫々之罪に應じ、嚴重之御裁斷有レ之、第一敎法院は脫衣入牢被ニ仰付一候右之通、此度御吟味に付て、人狐之儀別紙通、寺社家、山伏等へも、寺社奉行より被申渡候、然上者、國中へも、能々可申聞置旨に付、左之通書付を以て申聞候

一、御國において、中古以來、狐持と申候こと相觸れ、右之蒙ニ汚名一者共者、父子、兄弟、夫婦、緣類に至迄、及絕緣、田畑、山林家屋敷等、令ニ賣買一候にも、主付無レ之樣に成行、諸人之難澁不ニ大形一事に候、餘國に者不レ及レ承、於ニ當國一も、古來者無レ之候、風と野狐之災と愚昧之百姓町人等心得違、不才奸曲成禰宜山伏共へ、祈禱相願候より、其虛に乘じ觸、御國民之煩と相成候段、歎敷事に候、以來妄說に迷ひ、人狐之儀、申觸候もの有之て、親類不和、申懸候類出來候はゞ可ニ申訴一候事

一、中古以來、種々妄言に迷はされ、誰は狐持、是は何れの釣合などゝ申觸し、親類、緣類、義絕離緣等致し、緣切祈禱杯と道ならぬ儀取扱ひ、五倫の道を破候段、不屆至極の事に候、以來は疑を去り、正道に立歸り、隨分睦敷相交り可申候事

一、是迄、人狐々々と申唱、誰は何方に見申候、誰が何々方に而殺候杯と申者、貂、水鼬、黃鼠、山みさき杯と申類にて、常に徘徊候ものゆゑ、偶々見當り候て、兼て疑心之者共、其性を不糺、人狐と申觸し、夫より種々妖怪之事共申懸候類、皆々己が疑心よりなす事にて、全人狐迚、一種之獸者、無之事見え、和漢之書に、其性を記し可レ有レ之哉、有識の人に相尋候所、不ニ見當一候由、神家佛家にても、正敷沙汰者、曾て無之候旨、左候へ者、中古より申出候邪說に無ニ相違一事

附、人狐と存候、獸を殺し候はゞ可ニ差出一候

一、狐持の家筋血脈を傳、狐は廻り、又は、取親、契約杯いたし候ても、狐來候樣に相心得、或は田畑、山林、家屋敷等買取候而も、狐付來り候と申說も、全奸邪の祈禱者より申出候說にて、祈禱を貪り候より、事起候事に候、若其血脈を慕ひ、狐附廻り候と申候實事に候はゞ、例へ緣切、祈禱致候迚、血脈斷絕可レ致哉、是等は理之當然、愚昧之者共、迷はされ候に無ニ相違一候、仍而以來者、田畑、山林家屋敷等主付無レ之候はゞ、品により押而主付申付候儀も可レ有レ之候間、此旨可ニ相心得一候（後略）（「民族と歷史」第八卷第一號所載）

乍去、民間の迷信俗が一片の觸書により容易に其跡を絕つものでは無く、同地方の人狐の家筋は尙永く存在し、維新後に至りても農民間に信ぜられ、種々社會上に害毒を殘して居る。

第六　維新後に於ける迷信俗

（甲）明治維新と狐持

明治維新は政治的大變革であつた、當時施かれたる多くの新政中、封建仕法により其村から退轉を命せられた者、卽ち所拂とか、村立退き等の罰を課せられたものも維新後には自村に立ち歸ることが出來るやうになつたのであるが、前節石見國上來原の者で萬延年中に村民から放逐せられた百姓實太外三名の邪氣持者は維新後には歸村しても宜しいことになつたが、明治四年に至り、上來原の庄屋は其地の新役人に對して、御一新とは云へ邪氣持共を今歸村せしめては、又々村內を惑亂して村の平和を害するから、御一新の政治の下ながら、歸村せしめぬやうに取圖らつて貰いたいと、左記の如き內申書を官邊に差出して居る。左に明治四年の口上覺書を引く。

御內々御伺奉申上口上覺

但家子共組替ニ相成當時橫田組に罷在候

元上來原村保寧寺下人　實　太

但家子共御城廻組江組替被　仰付罷在候

元同村　庄屋下人　政　平

但家子共當時北仙道組上種村に組替に而罷在候

元上來原村　庄屋下人　卯　平

但御城廻組江組替被　仰付候處引越後死去仕當時居合不申候

右同斷　磯　助

右之者共は萬延元庚申年、村內に而邪氣徘徊爲致、村方一統より欺出、和田吉太郎樣御役中御讀談之上、前顯之通組替被　仰付候處、實太卯平者田地等相求相應之取渡仕難澁不仕趣、政平儀者御城廻組高野村に而不相替難澁仕候樣子承申候、此度以格別之御思召右樣之者共元村え御返被　仰付候段、右之者共儀茂定而元村歸住可被　仰付候得共、

當村住居之節多人數へ邪氣差向村方一圓より立退候出候時合茂御座候得者、只今歸住被仰付害相滅候事に人々差心得、心底相改候と申而茂皆々安心不仕儀御座候間、何卒元村歸住之儀、御免無之樣御嘆願申上度内存御座候、箇樣申上候而者、御趣意に悖り奉恐入候儀に者御座候得共、御内々御伺被下置候はゞ難有奉存候、依而上書奉差上候以上

辛未四月（明治四年）

久佐組御出張所　御中

上來原一庄屋　某

右の報告を著者に寄せられた梅原千松氏の私信によれば、明治四年右の如く上來原の庄屋が其筋に内申したので、彼等は再び元の村には歸り來らなかつたとのことである。因みに右の記錄は大正十五年三月二十六日石見國那賀郡雲城村大字上來原石田春藏氏方にて、梅原氏が採集せられたものである。

（乙）迷信俗と社會的悲慘

數百年來の長き因襲に養はれ來つた斯かる迷信は容易に地方農民の間より去らず、隨つて德川時代に特別の家筋たりしものは維新後に至るまでも猶ほ孤憑きや、蛇つきの家柄として、嫌厭せられ、之が爲めに斯かる妄信を受くる其家筋は實は賤者ならずして賤民たるかの如き待遇を受け、殊に其の結婚に際しては其の特殊の家筋たることが至大の故障となるのである。既に屢々述べ、又引用したる文書によりても知り得らるゝ如く、山陰地方は古來此の迷信俗の最も激しい處であるが、余の鄉國豐後地方に於ても此の習俗は今猶ほ可也に盛んである。既述の如く、私が幼時、脚疾を病みたる際も兩親の迷信によりて小さい私の頭に犬神の觀念を強く植え付けられた程であるが、近年に至りても豐後地方に於ては此の風習は容易に去らず、爲めに、往々にして悲慘なる事變を惹き起すことがある。左記大正十年八月十一日の大分新聞の記事の如きは豐後地方の犬神迷信俗の實狀を最も有體に裸出して居る。

地方的因襲！　それは波を潜る潜航艇のやうに、人情の底を行く不可抗力的な力である、現に南海部郡地方の沿海部各町村に傳へられる「犬神」なる系統に屬する家庭に對する世間の壓迫に至ては、時に識者の涙を呑ましむるものがある。併し凡ては闇から闇、祕密から祕密の裡に傳へられる浮說であつて、未だ曾て犬神と其れで無い者との爭鬪が社會の表面に摘出されたことはなかつた。然るに玆に端なくも、其汚名に堪え兼ねた一漁民から佐伯署に名譽毀損の告訴を提起し來つたことに依て、久しきに亘る無稽の傳說に社會的考察の與へ

らるゝ機會が到來したのである。南海部郡東中浦村字梶寄部落では特に此の「犬神」系の家庭を擯斥する風習が甚しかつた、茲に同部落の漁夫村上喜太郎の長女キヌエ（十六）と云ふ娘があつたが、彼の女は數年前から發作的精神に異狀を呈する癖があつた、其キヌエが去七月（大正十年）二十三日の夜、突然寢所から跳起きたかと思ふと、寢卷姿のまゝ一目散に戸外へ駈け出して自宅から數町を距る永谷源十方の軒下に行き、其處にバッタリ倒れて人事不省に陷つたのである。喜太郎及び妻ヤスは直に娘の跡を追かけて行つたが、此有樣を見て喫驚し、「之は正しく犬神が永谷源十が憑いてゐるからだ」との斷定を下して「コリヤ永谷の犬神、早く娘の軀から逃失せぬと近所の犬を集めて噛み殺させるぞ」と大聲に叫びながらキヌエの背を激しく毆打したのである。かくすること約十五分にして、キヌエは漸く蘇生したが、越えて二十八日の朝、喜太郎の宅では早くからお祭の餅を搗いてゐたが、突然寢て居たキヌエが這ひ出して「餅を呉れ」と云ひ出した、「まだやられぬ」と母親のヤスが告げると、變な顏をして居た彼の女は「私歸りたい」と意外なことを喋りだした。そして橫臥してゐた座敷から恰も蛇のやうな恰好をして庭に這ひ出し、それから道路をノタ打ながら又しても源十方の軒下に這ひ込んだのである。今度も矢張り前の如く約十五分間の押問答でキヌエを正氣づかせ、親子三人は源十を罵り乍ら引き揚げて行つたが、此事あつて以來、源十方一家の悲觀は其極に達し、殊に口善惡なき漁民の誹謗から、村でも相當の名望家たる村會議員梶西爲吉方に嫁して居た源十の妹は離緣の沙汰に逢ふと云ふ始末に、遂に源十は堪り兼ね、恥を忍んで村上夫婦及びキヌエを相手取つて數日前名譽毀損の告訴を提起した云々（大正十年八月十一日）

元來、狐憑きや、犬神憑き等の迷信は農村の間に於て隱微の間に行はるゝのであるから、多くは以心傳心的に農村社會に作用するのが常であつて、大びらに社會的活動を呼び起すやうなことは概ね稀である。然るに前記豐後の南海部郡東中浦村に於ける犬神事件は實に農村に於ける迷信的暗流が突如として社會の表面に現はれ來つたものである。是に由り觀ても、此迷信俗が如何に村の平和を害することの大なるかゞ知り得らるゝであらう。

（丙）迷信俗排除の運動

斯の如く維新の後に至りても、村民の理由なき迷信による特殊の階級は猶ほ消滅せず、否處によりては其の遺習の甚だ盛んなるものがあつた。島根縣地方は既述の如く此の俗信の最も甚しい地方であるが、明治四十年に於ける人狐の妄信に對する同縣教育會の訓示の如きは一面に於て當

時此俗信の猶ほ盛んであつたことを語るものである。明治四十年右教育會にては、左の如き趣意書を印刷して分布した。

維新以來玆に四十年、科學の進歩日に旺にして、教育の普及月に洽し、我島根縣は山陰に僻在すと雖、此進運に伴ひて惡俗を改め、弊習を去りて漸く文明の域に入らんとするに際し、猶ほ驚くべき一種の迷信、古來より傳はりて愚者は之を妄信し、識者は之を信ぜざるも、敢て之を排除するの勇なく、上下一般に盲從して科學の光り之を照らすに由なく、教育の力も其働を及ぼすこと能はざるは、是豈聖代の一汚點ならずや、其驚くべき迷信とは何ぞや、曰く狐憑病に關する迷信即是なり。

此迷信の爲には交情蜜の如き夫婦も、悲慘なる離緣を敢てせざるべからざることあり、親交水魚の如き朋友も仇敵となしむることあり、時としては數千萬金の資産をも一朝に蕩盡せしむることあり、其他人事百般に及ぼすの弊害擧げて數ふべからず、社會を狹隘にし、人道を無視し、其惡弊の及ぶ處、實に憂慮に堪へざるなり。（中略）

抑々狐憑と稱するは精神病狂疾の變症なることは學說既に之を明にす、又狐持の家系と稱せらるゝものは宗論の復讐、財産上の嫉妬より、惡評を流傳せられ、若くは無智蒙昧者流の迷信たるに過ぎず、又所謂人狐と稱する動物は狐の一種にして、決して人を魔するものにあらざることは、動物學者の證明する處なり。

今や我國は戰勝の餘威に乘じて國運大に勃興して世界列國と文明の華を競ふの時に際して、獨我縣内に斯る野蠻の惡俗を存するは實に恥づべき事にあらずや、或は曰く、此惡俗は文化交通の進むに從つて、自然消滅するに至るべし、故に之が排除の方法を講ずるも、恐らくは徒勞に屬せんのみと、然れども自然の消滅に放任するは百年河淸を待つと一般にして、社會先覺者の能く忍ぶ能はざる所一日も速に斯る惡俗を打破して、良民を塗炭の中より救はざるべからず、顧ふに、明治維新以來既に四十年、未だ一人の奮然起つて救濟を試むるの人なかりしは何故ぞや、是れ理に於ては其妄なることを知るも、獨行するに難き處あればなり、是に於て今本會は之を議題とし、討議の末、猛然として之が排除を實行せんことを期せり。

島根縣教育會は斯の如くして明治四十年、其縣下に猶ほ旺んなりし此の迷信俗の打破に其の力を致したのであるが、其文中に「獨り我縣内に斯る野蠻の惡俗を存する」云々と云はれて居るけれども、此種の習俗は同縣下のみならず、全國到る處に於て之を聞かれ得たのである、然も島根縣

敎育會が猛然之を矯正せられんとせし勇氣は之を偉とせねばならぬ。

第七　迷信俗の將來

日本國民の間に變態的心理現象として存在する物憑きの觀念、及び此の觀念により作り出されたる特殊の家筋は數百年の因襲的俗信によるものであり、其風習は人智未だ進まなかつた德川時代に於て殊に甚しかつたが、維新後に至りても此俗信は猶相當に行はれ、現に此迷信俗より離れ得ざる地方甚だ多き有樣である。此迷信俗が既に人間の弱き心より小動物を恐れしめらるゝことや、又人間に有勝なる邪推心より起り、而して其間に乘じて占者、山法師等の妖僧が助言をなして人心を惑亂せしむる爲に特殊の家筋が村々に出來、同時に第三者の流言と中傷が其れに加はつて遂に牢乎として拔くべからざる社會的迷信階級が作り出さるゝのであれば、此等の根本的原因を除去せざる限り、此迷信俗は容易に日本の農村社會から取り去らるゝことは無いであらう。尤も近時普通敎育の進歩と科學的思想の普及により狐や蛇等の邪氣が人間の使役に應じて他人を惱ましつて見れば、其處に猶ほ一種の社會的因襲の固執が强く根ざして居る。卽ち設令自分一人では斯得るもので無いとの觀念は大いに發達し來つたけれども、農村に於ける個人々々の心理狀態を探

かる迷信の謂れ無きを確信しては居りながら、若しや其家と婚を通じたが爲に、自分の娘や悴の結婚に故障が生じてはならぬとの考から、今日も猶ほ村の父兄は子女の結婚に際しては其正しき血統の第一條件として狐持や、犬神持で無いことを數へて居るのであるが、思ふに尙ほ當分の間は此の迷信俗は到底日本の農村社會から洗ひ去られやうとは信ぜられない。

括言

以上私は日本の農村社會に固有なる迷信的社會階級の概念より、此特殊なる家筋の發生の經路、迷信俗の實體、並に迷信的階級者と普通迷信者との區別を述べ、更に德川時代に於ける迷信階級に對する村民の壓迫並に其取締の一端を叙し、最後に明治維新後に於ける此特殊なる家筋に對する一般農村民の迷信固執の尙ほ已まざること、並に此の迷信俗の生む社會的慘害と、一部の識者が此の迷信俗の社會平和を害すること至大なるを憂ひて、之が排除に力を盡しつゝあるけれども、因襲の久しき尙ほ容易に根絶しさうにないことを述べ來つたのであるが、玆に力言せねばならぬことは日本農村の迷信俗として村々に特殊の家筋が在り、此事實の現存により農民の一部が常に一種冷たき空氣の下に支配せられ、其れが嵩じて往々にして社會の耳目を聳動する如き活劇を演じ

たる其歴史的事實、並に現狀に鑑みる時、之を我現下の農村社會問題の一つとして數ふべきや否やと云ふことである。若し此迷信俗を社會問題として數へ得べきものであるとするならば、先づ此の迷信俗による特殊の家筋を惱むべき階級者として見、此の特殊社會階級に對する一般社會の同情を求めて其が壓迫を除き、以て此の被壓制者を解放すべき手段が講ぜられねばならぬ。

此迷信俗の實體を剖檢すれば、夫の自ら良民と自稱して狐持や、犬神持から憑かれたと信ずる一般の人達こそ却つて一種の變態心理者であつて、優生學上より云へば一種社會の劣弱者であり、精神に異狀を呈して居る片輪者である。私の幼時、私の兩親達が私の上脚の病氣の原因が村の憑き物持が憑いて居ると妄信して加治をしたり祈禱したりし、又山法師が外道を紙袋に入れて弓矢で射たり、焚火で燒いたりしたことを誠しやかの神事として信じて居つたことは、今更兩親に對しては相濟まぬけれども、今日より見れば寧ろ兩親の方が氣が弱くして變態心理に支配せられて居たものと思ふて居る。患者の家では護摩を焚いて加治祈禱を致し、外道の撲滅を圖つて居るのに、當の外道持の方では全くの無關心で平生通り家業に從事して居ることを思ひ見れば、其の何れが精神的健全者にして、何れが弱劣者であるかは容易に見わけのつくことである。尤も狐持や蛇憑き筋と云はるゝ家の人に往々一種陰氣にして世間に好まれぬ性格のあることは事實である

が、之は世間より特殊扱ひをせられて自分の娘が年頃になりても良緣が無く、又自分の悴が其れとは知らずに目指す村の戀娘を嫁に貰はうとして交渉すれば、皆言ひ合はしたやうに先方から入婿を拒絶するので、親も子達も何時の間にか世間の薄情を恨むやうになつて、陰氣の氣相が外面に現はるゝものに過ぎぬのである。

機微なる人心の迷妄によりて作り出されたる架空の階級者である爲に、斯かる家筋の者が一村に何戸、一郡に何百戸、又は日本全國に何千何萬戸あると云ふやうな統計を作成することは到底困難である、否な既に迷信によりて特殊待遇を受けつゝあるものである以上は、官廳の手により其の戸數を調査し、此迷信階級團を有體に社會に暴露することは尚更至難であるが、左ればとて既に斯かる階級者が日本の村落に嚴存して居る以上は、其處に何等かの救濟方法が志士仁人の手によりて講ぜられねばならぬ。

吾人の祖先の歴史は必ずしも光輝ある史實にのみ充たされては居ない、吾等が祖先の中には同胞村民の利害休戚の爲に、妻子の安否をも顧みず、其身を犧牲に供して封建君主と力爭したる鬪將鬪士があつたと共に、謂れも無き迷信俗と邪推から他人を疑ふて其間に社會的障壁を築き、甚しきに至つては、態々上司に伺を立て、迷信による物憑き筋の家を村內より放逐し、其の退轉し

たる跡の空家に無慘にも火を放つて之を灰燼に歸せしむることさへあつたのである。斯かる社會的悲慘あるに鑑みて、舊松江藩主が安政年中情理を盡したる訓令と注意を發して領内の迷信俗を撲滅せんとしたことや、明治四十年に於て、島根縣教育會が、其の總會の決議を經て此の迷信俗を縣下より一掃せんとしたのは寔に時と事の宜しきを得たる仕法と云ふべきである。

一般世間の人は農村社會問題とし云へば、直ちに小作者の解放とか、水平問題とかに早合點をして仕舞ひ勝ちであるが、私は此等肉眼に映ずる現實なる農村社會問題と同樣に、日本農民の迷妄なる心理的作用によりて作り成されたる社會階級の解放も、亦其の必要大なりと信ずるものである。

附言

迷信俗によりて發生したる狐持や犬神の事實を其村に於て大びらに調査することは却々六つかしく、初めて他所の村に入り、初對面の人々に對し、此問題について口火を切るのは危險である、私の如き割合に多く諸方の村人と接觸する機會を持つ者でも、是迄此問題につき直接現地について調査する勇氣を持たなかつた。然るに喜田文學博士が大正十一年七月に「民族と歷史」の特別號に此問題を取り扱ひ諸地方より此俗信に關する報告を徵して蒐載せられたのは、我學界の爲及び實際問題解決の爲めに感謝せねばならぬ、村の篤學者が其口に出しては言はれぬことでも、有りの儘の事實を記錄に取りて之を遠方に送ることは比較的容易であり、又村の人から恨を受くることなくして濟むのである。此の意味に於て喜田博士の先年の企ては甚だ其時を得たものであり、有益なる學問的結果を擧げたものであつた。私が此小篇を草するに際しては右喜田博士の貴獻によるものが多いのであるが、尙ほ最近に至り鳥取縣小作官（元島根縣小作官）梅原千松氏が人狐の本場たる鄉里の島根縣下の史料を蒐めて送られたのを採錄し得たことを特記して茲に感謝する次第である。

農村社會史論講（完）

第十二篇　勞働歌謠と農民心理

概說

（一）農業勞働歌謠の意義

大正、昭和の今日に於て勞働歌謠と云へば、直に勞働者が資本家に對する鬪爭的氣魄を謠つたものとか、又は奉公人が主人を怨む歌謠の類と速斷するかも知れないが、玆に私が語らんとする勞働歌謠は德川時代より明治年間に亘りて日本の百姓が主として其の農業作業の間に謠つた歌謠を指して云ふのである、隨つて此等の歌謠の中には一家の主人が謠つた勞働歌があり、下女下男の謠つた勞働歌謠も含まれてゐるのである。斯の如く、主人と雇人との區別なく、其の何れもが農業勞作の間に謠つたものであるとすれば、其れは寧ろ農業歌と云つた方が至當であるかも知れないが、廣い意味に於ての農業勞働に從事する者によりて謠はれた歌謠であるから、之を農業勞働歌と呼んでも不當ではあるまい。

偖て勞働歌謠と云つても、數ある歌謠を一々檢索し、吟味して見れば、其間に種々複雜なる交渉があり、種類も澤山あつて、一律に整理出來ない場合がある。例へば一地方の田植唄として

流布せられて居るものでも、其歌詞の中に何等田植作業に關する言葉のないものがある、卽ち、例へば

田植唄（石見國）

一、想ふ殿御と寢た其夜半の、思ふ事を語りようて、寢たる其の夜半の、名殘惜しくも殿御は起きて、起きて歸れや思ひの殿御。（「東石見田唄集」五六頁）

一、十七が妻戸にすがり誰を待つ、誰を待つ、夜出て來たる殿を待つ、誰待つ、夜くる殿御、手をひき御寢間の內に。（「東石見田唄集」三四頁）

一、大工殿〳〵、女房を一夜貸せんか、鑿や鉋は貸せもしようが、女房一夜もならんよ。（「東石見田唄集」六五頁）

の如き、石見地方に於て田植唄として謠はれて居るのではあるけれども、其歌詞の中に田植に關する意義が一つも含まれて居ないから、之を讀む者、聽く者は、單に一片の戀愛歌謠に過ぎずとするであらう。又武藏國秩父郡地方に於て謠はれて居ると云ふ地搗謠を見るに、

地搗歌

ここにひとつのゆめばなし、夜更けて歸る道中に、百兩包みがすてゝある。是こそ天の賜物と、とらんとすれば、こほりつき、何分とれぬ其時に、此處がきてんのまはしどこ。氷をとかうと小便し、やす〳〵お金を取り上げて、水にて洗へばおゝつめたい、つめたいあまりにめがさめて、おかねはゆめで、まことのは、小便べつたり敷布團。（「俚謠集」一三五頁）

の如きも、其聽者をして汚穢の感じを懷かしむる中にも、滑稽味を覺えしむるけれども、此歌詞の何處にも農夫が土手を打ち固むると云ふ作業の意味が現はれて居ない。又

籾磨唄（安藝國加茂郡）

女房持たせにや高野へ上る、親が死んでも戻りやせぬ。（「俚謠集拾遺」二八六頁）

餅つき唄（紀州熊野地方）

かかの可愛いのは腰から下よ、頭どうする猫にやれ。（「熊野民謠集」七三頁）

桑もぎ唄（肥後國八代郡）

おさんどんでも情婦（いろ）に持ちや可愛い、晩のおぢやのてんこ盛。（「俚謠集拾遺」一七八頁）

木挽唄（日向國宮崎郡）

わしとお前は七斗の米よ、三斗とられて四斗御座る。（「俚謠集拾遺」三五九頁）

の如きは、一讀して面白味は覺ゆるけれども、籾磨や、桑つみや、餅つきや、木挽に關する言葉

が其中に讀まれて居ないから、農業勞働歌謠としては受取り難い。仍て私は此小研究に於ては其歌詞が勞働作業に全く關係を有せぬものであるならば之を觀察の範圍に入れず、作業者が勞働に從事して居る間に其作業に關する事柄を詠み込んだものに限ることにしたい。

世間の人が普通に所謂民謠と稱へて居る歌謠の作意と吟誦の動機は主として娯樂を目的として居るのであるが、玆に私が考察を試みようとする歌謠は數ある民謠中の勞働歌、卽ち農夫が田野に於て、山林に於て、又は屋内に於て、諸々の仕事に從ふて居る間に吟誦する歌謠である。隨つて所謂民謠が遊戲的、快樂的であるに反し、勞働歌謠は一方に於ては生活事實に觸れて居ると共に、經濟上より云へば積極的であり、且つ又生産的である。故に私が此篇に於て所謂民謠中より勞働歌謠を分離して其れを整理し、心理的に考察しようとする興味の中心は、一に此等の歌謠が人間の生活實體に觸るゝものがあるからである。

(二) 歌謠と勞働者

尙一應の說明を試みて置かねばならぬことは、勞働歌——農民作業歌——を口にした人々の中には、少くとも二つの色分けがあつたと云ふことである、其一つは自己の稼業として家族の爲に働いた所謂自前の農業勞働者と、今一つは他人から雇傭せられ、他人の爲めに働いた勞働者のあつたことである。左れば一概に農民勞働歌と云つても、前者により謠はれた歌謠と、後者の口から洩るゝ歌謠との間には其思想に於て著しい相違がある。然し後者により謠はれたる歌謠とても今日の所謂勞働歌と其性質の異ることは後に本記に說明する通りである。

そして又、多くの歌謠は作業者自身を慰安する爲に當人達の口から謠はるゝものではあるけれども、農業歌謠の悉くが必ずしも作業に從事する者からのみ謠はるゝものとは限らない。時偶には勞働に從事しない人達が閑散時に漫然と謠ふこともある、正月の年中行事として座敷の上で田植歌が酒興の爲に謠はれたり、又大勢の慰みの爲の田植踊が踊られたりするやうなことは敢て珍しくない。例へば現に今日でも岩手縣の花卷溫泉に行くと、其處の旅館の斡旋により附近の青年達が舞踏場に現はれて稻刈踊と云ふを踊つて見せる、私も去る昭和二年八月同地に一泊して此踊を見た。確かに面白いものには相違ないが、あとで倩々考へて見れば、あのやうな農村舞踊を四方から來集する溫泉宿の浴客の慰みに踊つて見せることが、地方の青年に取りて喜ぶべきことであらうか、踊り手は多少の小遣錢を懷にするであらうけれども、他の一面には大きな或る大切なものを奪はれつゝ、失ひつゝ、あるのではないかと考へたことだつた。

(三) 歌謠を伴ふ農業勞働

數多き農場作業中、如何なる種類の仕事に最も多く歌謠が伴ふて居るかと云ふに、其れは總ての仕事から歌が出ると云ふ譯ではない、農業作業の中には非常なる筋肉勞働を伴ふものもあれば、勞働は左程でもないが、單に時間を永く要する作業がある、大體から云へば、作業者の手又は足のみを使つて勞働する場合には、其仕事に歌謠を伴ひ易いけれども、甚しく身體を屈伸する作業には歌謠は伴ひ難い、夫の畑掘りとか、又は稻刈麥刈の如き其れであつて、此等の作業に從事するものは腕力を強く勞すると同時に、始終上體を屈伸しつゝ作業するから、歌の發聲に困難を感じ、口を一杯開いて唱歌する譯に行かぬ。之に反し、夫の除草とか、籾搗とか、麥摺とか、米搗（米の踏搗）とかは單に手や足を使用すれば足るから、一つ歌つて見ようかとの氣にもなるのである。尤も、農業歌謠の中に畑掘の唄とか、稻刈の唄とかもあるにはあるけれども、其れは全く客觀的のもので、前に例に引ひた花卷溫泉の稻刈踊の歌詞の如く風流人が側から農業勞働の光景や勞働者の情思を推測して作歌したもので、實際に勞働に從事する者の爲の歌謠とは云はれない。

又同じく農業歌謠と云つても、其れが純然たる農家の本業の歌たる場合と、副業又は手間職人の歌たる場合とがある。本業とは米作のことで、水田の整理、中耕、除草、收穫、籾摺、米搗と云ふやうに、日本米食民の爲に食糧を生產する仕事の全部を指して云ふのである、此の稻作作業中に田搔唄が生れ、苗取唄が出來、田植唄が歌はれ、又草取唄や、鳥追唄や、籾摺唄や、米搗唄が謠はれるのである。

米搗の仕事と同工異曲のものに麥搗唄がある、之は米搗唄と大體は共通して歌はれるのであるから、更めて記する必要もあるまい。

それから更に農村副業歌としては桑摘唄があり、茶摘唄があり、糸繰唄があり、木挽唄があり、馬子唄があり、地搗唄がある。何れも日本農業の主業たる米作者から觀れば副業歌謠である。尚勞働歌謠として數へるのは如何かと思はるゝけれども、子守唄も一種の幼年勞働歌として數へたいと思ふ、子守の中には姉が自分の弟兒や妹兒を守りする場合もあるけれども、中には他人に雇はれて他人の子供を保育する子守も少くない、此の場合に於ては子守は尚更一個の勞働者であるから、此少女達の謠ふ歌謠も視野に入れて置きたいと思ふ。

（四）勞働歌謠と其作者

農民生活の實情を謠つた民謠の作者が判然と知れて居れば、其歌詞の詠まれた動機やら、時代の世相やら、地理的交涉などが偲ばれて面白いけれども、農民歌謠の作者は大概「讀人不知」（作者不詳）のものが多い。萬葉集や、古今集に載つてゐる幾千首の和歌の作者が多く明記せられて

あるのに比すれば甚だ物足らなくもあり、又民間文學として甚だ淋しく感せらるゝ譯であるが、元來傳誦によりて維持して來たものを近年に至り漸く文獻化しやうとして居るのであれば、民謠の作者の不明なのは不思議でない。唯學問的研究の材料として不便を感ずること丈けは事實である。

(五) 歌謠の類型

農民歌謠は遠い昔から摸倣又は運搬により流布せられて來た、夫の俗謠「□□を出來る時や涙で出たが、今は□□の風もいや」と云ふ唄の如きは、謳ひ手が單に歌詞中の地名を置き更へさへすれば越後國でも、薩摩國でも自由に謠はれるから、日本全國到る處に類似の歌謠が聽かれるのであるが、中には頗る念入りに摸倣されたと思はれるものもある、例へば、

木挽唄(筑前國粕屋郡)

木挽女房になるなよ妹、花の盛りを山小屋に。(「日本民謠大全」六三四頁)

同 (安房國清澄山)

木挽女房に誰がなるものか、花の盛りを山の中。(「日本民謠全集」「續」七四頁)

の如き其れである、然し、此の二つの唄の謠はるゝ兩地は東と西と三百餘里の隔りがあるから、

地理的に云へば必ずしも摸倣したものとも思はれないが、土地は離れて居つても、人間は常に流動して息まぬものであるから、斯の如きは民間作歌の偶然的契合であるか、左もなければ何人かによりて東國から西國へ、又は西國から東國へ流傳せられたものであらう。

本記

第一　勞働を讃美する歌謠

勞働に從事しながら、其作業を謳歌する氣持は日本の百姓の氣持の中に確に在る。彼等が勞働を讃美する歌詞の中には、農業作業其ものを讃美したものや、或る農產物の名所を謠ひ込んだものや、又其從事する作業に戀愛を寄せたものなどがある。

農業作業其ものを讃美した歌謠としては、

苗取唄（丹後國宮津）

此の苗の採り好さとや、之に清水のかんのし（神主）、
繪にかいた好い女房の、お手を握るやうな。（「日本民謠全集」五三頁）

田植唄（信濃國小縣郡）

さても面白や五月の田植、笠をかぶりて横にはふ。（「小縣郡民謠集」八八頁）

田植唄（伊勢國四日市）

面白いぞへ五月の月は、簑や笠着てあとへはふ。（「日本民謠全集」一八頁）

田植唄（美濃國）

そろた〳〵よ、田植新造がそろた、稻の出穗よりよくそろた。（「日本歌謠類聚」「下」二七三頁）

田植唄（武藏國北葛飾郡）

丹後但馬の稻の丈、植ゑて三尺、穗が出でゝ五尺、五尺男の背もたゝず。（「俚謠集」一二九頁）

田の草取唄（越中國礪波郡）

今年や豐年穗に穗が下る、中稻に六升、末に晩稻は箕で量る、豐年滿作祝ひましよう。（「日本民謠大全」「五〇四頁」）

碓挽唄（相模國）

碓の廻るやうに仕事がまはりや、倉をたてましよ、七とまへ。（「日本民謠全集」一〇四頁）

木挽唄（伊賀國名賀郡）

木挽や深山の山小屋に住めど、小判並べて女郎を買ふ。（「日本歌謠類聚」「下」二六一頁）

繩なひ唄（肥前國高來郡）

めれたさや、年の始めに繩なへば、鶴にもろくも、もろくもの左の小枝には、黃金花咲く。

（「俚謠集」六三頁）

等が見え、次に農産物の名所を謠つたものとしては、

茶摘唄（山城國宇治）

宇治は茶所、茶は緣所、娘やりたや、婿ほしや。（「日本民謠大全」七九頁）

の如きが適例であらう。又農夫自身の勞働を忘るゝ爲に謠つた。

木挽唄（伊賀國多賀郡）

木挽さんかよ、なつかしゆ御座る、わしの殿御も木挽さん。（「俚謠集拾遺」一四五頁）

木挽唄（備中國吉備郡）

山の神ぢやと云はれる人の妻になります此のおこせ。（「吉備郡民謠集」八二頁）

碓挽唄（伊賀國多氣郡）

碓の輕さよ相手のよさよ、相手變るないつまでも。（「俚謠集拾遺」一四一頁）

馬子唄（下總國印幡郡）

馬にやほれねど、馬方樣が、つけた荷物の程のよさ。（「日本民謠全集」一二〇頁）

碓挽唄（陸前國志津川）

よくもそめたや、馬追の浴衣、肩に駈駒、裾栗毛。（「日本民謠大全」四一〇頁）

茶摘唄（常陸國土浦）

あれに見ゆるは茶摘じやないか、茜襷に菅の笠。（「日本民謠大全」二八八頁）

の如きは、農場作業を謳歌する中にも、一種の戀愛觀を寄せて、美と樂みの對照を異性に求めようとして居る。而して此種の農業歌詞の中に日本農民の樂觀的氣質の一端がよく現はれて居ることに注意すべきである。

第二　叙事詩としての歌謠

歌謠は農夫の日常生活に於ける情思が、自然に流露したものである、隨つて、百姓の從事する作業を寫實的に謠つたものゝ多いことは言ふ迄も無い、叙事詩としての歌謠は其調子が一般に單調であるが、其れでも作業に從事する百姓の直觀が飾り氣なしに描かれてある。

新田築の唄（肥後國）

肥後の新地の鎭の土堤は、石ぢやつけごも金の土堤。

金で新地がとまらぬならば、可愛い辨之助を人柱。

辨之助ひとりを人柱にやたてぬ、可愛いお菊も諸共に。
花とお菊と見くらべて見れば、どれが花やらお菊やら。（「日本民謡全集」「續」一四七頁）

田打唄（越後國刈羽郡）

かごめ〳〵、田打に行かぬか、
足がよごれ候、洗へ候、手がよがれ候、流れる候、すゝげ（菅）につかまれ候、手がきれる候、こぼれ候、きれが無い候、藁つけ候、錢が無い候、貸せる候、濟され候。（「日本民謡大全」「五二九頁）

田植唄（常陸國土浦）

私や本國江戸育ち、米の生る木をまだ知らぬ、米の生る木を知らないならば、千住葛西へ嫁に行け、米の生る木は藁とやら、丈が一丈で穗が五尺、八穗で八石とれたなら、藏の番には誰を置く、藏の番には主を置く。（「日本民謡大全」「二八八頁）

田植唄（備前國）

私や備前の岡山育ち、米の生る木はまだ知らぬ、米の生る木は藁では無いか、きれた草鞋も粗末にや出來ぬ、元はお米の親ぢやもの。（「俚謡集」四七頁）

鳥追唄（越後國魚沼郡）

おらが裏の早稻田の稻を、なん（何）鳥がまくらつた、雀鳥がまくらつた、雀すは鳥立ちあがれ。（「日本民謡大全」「五一六頁）

籾摩唄（能登國南部）

一、やら若衆、今夜の米は、五十二升で重御座る。
一、碓挽權平、碓挽からにやさらごんべ、青田三尺、穗が出りや五尺、さても珍らし畦枕。
一、いやか、おかんせ、お前でのても、加賀の御城下は廣御座る。（「日本民謡全集」「三六頁）

籾摺唄（但馬國）

一、廻せ〳〵よ、廻せばおりる、おりにや叶はぬ籾じやもの。（「日本民謡全集」「五七頁）

籾摺唄（出雲國）

一、碓も車も挽きやこそまはる、ひかずまはるは風車。（「飯石郡誌」「一〇六九頁）

籾摺唄（越後國魚沼郡）

一、俺ら碓重たい碓だ、山に三年、河に二年、ごろり五年ねた碓だ。
一、碓はおりたし、する籾もたず、庭にする籾小山ほど。

一、わしと御前はお倉の籾よ、いつか世に出て主の慮。

一、おら嬶おんな、おれが男で仕合だ、碓すりや辛苦と見える、前の小褄がうしろへ行けば、なぜに小褄をとめなんだ、前の小褄をとめたいけれど、わしに小褄は縁が無い。

（「日本民謡全集」續二〇頁）

碓挽唄（信濃國下水田郡）

一、石碓挽けども粉はたまらない、若衆なめたか生の粉を

一、石碓挽くには片手はじやまだ、女衆乳でもにぎらせろ。（「日本民謡全集」續、四七頁）

碓挽唄（尾張國西加茂郡）

今夜の此粉はお細い米の粉で、湯でかいてかためて、燒いて、ふいて、さまいて、おいとし、とのごの夜食だよ。（「俚謡集」二二八頁）

碓挽唄（筑後國三井郡）

碓は廻さで容態ばかつくる　容態で廻ろか此碓が。（「日本民謡大全」六四二頁）

米搗唄（肥前國西彼杵郡）

橙や赤くなる、髪の毛は白くなる、お正月はちかまる、子供はよろこぶ、餅どもは何でつく、お米でさい〳〵。（「俚謡集」六九頁）

桑摘唄（信濃國）

一、桑はつみたし梢は高し、誰に負はれて摘んで取ろ。

一、妾や桑摘む、主やきざまんせ、春蠶あがれば二人着る。

一、桑を摘め〳〵、爪紅さした、花洛女郎衆も桑を摘め。

木挽唄（出雲國）

一、花はあれども、ありや木が高い、どうせ妾の手に折れぬ。（「日本民謡全集」七六頁）

大工木挽は深山の蜘蛛で、あの木此木に糸をはる。（「飯石郡誌」一〇七二頁）

木挽唄（筑前國）

山で泣く子は木挽の子じやろ、木挽や子はない鋸の粉。（「日本歌謡類聚」下三〇四頁）

糸引唄（但馬國養父郡）

（甲）ほんに糸ひきや二夕五分

（乙）やれな〳〵

（甲）糸がもつれてたゞ五分

（乙）ほんにそちや〳〵二匁五分
（皆）糸がもつれて唯五分
糸やなさるも、糸引するも、同じ御商賣、相互ひ
糸や旦那さんは算盤枕。（「日本民謡全集」「續」一八頁）

糸繰唄（陸前國仙台）

糸繰女を女房にもてば、切れる〳〵で氣が揉める。（「日本歌謡類聚」「二八三頁）

糸繰唄（陸前國仙台）

君は糸繰る、車は廻る、私恪氣で氣が廻る。（「日本歌謡類聚」「下」二八三頁）

草刈唄（越後國北蒲原郡）

とのさ、どこへ行きやる、番鳥簑着て、荷縄につなぎ、手に小砥鎌持つて、
三代傳る桐の木づんぎり（筒切）
ぶら〳〵さげて、馬のかひば草刈に行く。（「俚謡集」一〇三頁）

斯の如く叙事詩としての勞働歌謡は作業其ものゝ渉取り方を叙せんとしたものであるから、其歌詞が多少ぎごちなく響く節もないではないが、然も其間に在りて一種滑かなる韻律をふみ、又

戀愛觀も交へられてあるから、其吟誦は相當に聽かれるであらう。

第三　農業技術と歌謡

封建時代に於ける農村の教育は寺小屋に於て手習をさせる位のことで、農業技術の如きも全く父老の口傳に係るものであつた、親が子を教へ、兄が弟に傳ふることに因りて稻の栽法や、米の搗き方が傳はつたのである、故に農業仕法が歌謡（又は俚謡）を通じて傳へらるゝことも決して珍しくなかつた。今左に農業技術を教ふる爲に作つたと思はるゝ歌謡を掲げる。

苗取唄（長門國阿武郡）

苗を取るなら、もとへ水を入れて、うらのかたへなびけて、もとへ手を入れて。（「俚謡集」五一五頁）

田植唄（石見國）

此苗は若苗で、元に手を入れての、裏の元にかいなびけて、元に手を入れての、取らしやれ、諸手をかけて。（「東石見田唄集」二二頁）

草刈唄（信濃國南作久郡）

草は刈れども蝮蛇は刈るな、蝮蛇狩すりや足かまる。（「日本歌謡類聚」「下」二七四頁）

座繰唄（信濃國埴科郡）

糸を取るならむらなく細く、可愛い男の夏羽織。（「日本歌謡類聚」「下」二七六頁）

麥搗唄（佐渡國）

こんころこんとこづけ、そこに親子は無いわいな。（「俚謡集」一〇三頁）

味噌搗唄（飛彈國）

是の味噌搗あらけなや、へたを叩けば飛んで出る。（「日本歌謡類聚」二七九頁）

第四　勤勞を勸むる歌謡

農業歌の中には作業従事者に勤勞の精神を吹き込む爲に作られたるものがあるが、之は言ふ迄もなく、作業者其人が作つたものではないらしい、家の戸主又は雇人を使用する主人の作つたものであらうと思はれる、歌謡を以て農村の青少年の勤勞精神を鼓舞しようとする意識は、前項農業技術を教へやうとする歌謡と共に、村の年長者又は雇人の使用者側の氣持が多分に現はれて居る。

田植唄（但馬國養父郡）

あの田も植て、此の田も植て、さなぼり酒を呑んで往の。（「日本民謡全集」「續」一八頁）

稻刈唄（越後國北蒲原郡）

旦那樣あすは何役、稻刈御番、稻を刈るのも刈りよがござる、束は小たばに束數かりやれ、晩のあかりに親方殿は、硯算盤大帳控、誰はいくつと云はれるときは、そばにゐながら、汗が出る。（「俚謡集」一一二頁）

籾摺唄（信濃國安曇郡）

人の籾挽今日居れど、今に挽かせる身分となるよ。（「日本歌謡類聚」「下」二七五頁）

碓挽唄（長門國）

今夜碓挽遊びに御座れ、碓が重いかと云ふて御座れ。（「日本歌謡類聚」「下」二九五頁）

碓挽唄（紀州熊野地方）

なんて若衆腕よりかけて、ひとのことじやと思はずに。（「熊野民謡集」七九頁）

馬子唄（信濃國下水田郡）

急げ馬方、早よこげ船頭、御伊勢まいりは長の旅。（「日本民謡全集」「續」三四頁）

土手築の唄(甲斐國)

ねば土搗きやこそ米の飯が喰へる、宅ちやお粥の湯も呑めぬ。(「日本民謠全集」四九頁)

第五　歌謠と戀愛

農民生活は單調である、單調であるが故に居常彼等の思慕し、興味を感ずる所は異性に對する情緒が多分を占めて居る。彼等は山川の美を感受するには餘りに不斷周圍の自然美に馴れ過ぎて居る、他鄉の詩人觀客が觀て筆を投ずる程の山水美でも、地元の人には左程の感興を與へない、其山、其川は彼等には一片の土塊であり、窪地である、斯して彼等は結局强烈なる兩性思慕の念に耽ることになる。

戀愛と思春の情思とを區別する標準があるや否やは姑く問はず、兎に角、農民歌謠に男女相思の情緒の現はれて居る場合には卑猥なものが多い。露骨なる戀愛歌は色情の發露を歌謠化したものに過ぎぬ、而して、此等の戀愛歌——思春歌——には男性が女性を慕ふの歌と、女性の男性を戀ふる謠との區別があるが、中には男女何れともつかずして、無造作に思慕の情思を謠つたものもある。男子が女子を慕つた歌謠の例としては、

碓挽唄(丹後國)

わしとお前と碓ひきや輕い、碓は調練たゞまはる。(「日本歌謠類聚」「下」二九〇頁)

碓挽唄(山城國愛宕郡)

私と御前は石碓夫婦、入れて廻せば粉(子)が出來る、碓がひきたうて、來たのじや無いが、此處の娘に逢に來た。(「日本民謠大全」一八〇頁)

土手築きの唄(甲斐國)

一、粘土お花やんのお腰はづるい、休み時間も鹿朶のかげ。

一、鹿朶のかげでも大きにお世話、人のせないことするじやなし。

一、ねば土お花やんが來ないなと云へば、廣い河原も眞の闇。(「日本民謠全集」四九頁)

馬子唄(伊賀國名賀郡)

馬が物言ふた鈴鹿の關で、娘女郎なら乘せよと云ふた。(「日本歌謠類聚下」三〇八頁)

尙女が男を戀ふる情緒を表はしたものとしては、

田植唄(石見國)

今朝は殿の田植で、早う來いや來いやかし、昨晩殿と〇番して今朝は遲いよ、

今朝の遲いは殿御のわざよ。（「東石見田唄集」八頁）

草刈唄（但馬國）

今朝の朝草ごなたがお先、可愛殿御さんが、露はらひ。（「日本民謠全集」五七頁）

麥打唄（伊勢國一志郡）

やたを叩いて手に豆七ツ、晩に殿御とねて語ろ。（「俚謠拾遺」一三八頁）

碓挽唄（播磨國）

思ふ殿御と碓挽きすれば、碓は手車、宙でまはる。（「日本民謠選集」二一〇頁）

茶摘唄（伊賀國名賀郡）

お茶を摘んでも養ひますよ、あついほいろ師はやめなされ。（「日本歌謠類聚」「下」二六一頁）

の如きは可なりに際ごい處まで謠つてあるが、此種の女性より男性に對する戀慕の情緒を謠つたものは同じ場所で仕事をする多くの男衆を笑せたり、嬉しがらせたりして仕事がよく進行するのである。

次に男子女子何れとも限らず、單に雙方戀慕の情緒を謠つたものとしては、

田植唄（紀州熊野地方）

ねてもかまんか、此田のなかへ、おこりやしないか田のぬしは。（「熊野民謠集」八五頁）

田植唄（伊勢國三重郡）

五月田の、水のほどまで戀ひ忍ばれて、やがて秋田の落し水。（「日本歌謠類聚」「下」二六三頁）

大工の唄（安藝國）

大工さんより木挽さんがにくい、中のよい木を引きわける。（「日本歌謠類聚」「下」二九四頁）

等が其れに屬する。

第六　歌謠と滑稽

農民歌謠には滑稽味の現はれたるものが少くない、否な滑稽味は輕きくすぐりであり、哄笑の唆りである。彼等が可笑し味を帶んだ歌謠を謠ひ、其れを以て聽者を失笑せしめ、哄笑せしめて勞働苦を忘れようとする所に、歌謠の目的の一部が潛んで居るのであるから、何れの歌謠にも一種の可笑味が伴ふて居る。其可笑しき唄の實例を左に、

田植唄（信濃國南安曇郡）

女房よぶなら大きい嬶よびやれ、二百十日の風除に。（「日本民謠大全」三四九頁）

田植唄（武藏國西多摩郡）

うんとこふんばれ田の中へ、隣の娘が水鏡。（「日本歌謠類聚」「下」二七頁）

餅搗唄（武藏國入間郡）

となりで餅つくきくの花、ひとつたべたい、くれないの花。（「俚謠集」二三四頁）

餅搗唄（武藏國南豊多摩郡）

鬼が餅つきや閻魔がこねる、傍でお地藏が嘗めたがる。（「俚謠集拾遺」五頁）

馬子唄（武藏國西多摩郡）

裸體じや行かれぬ着て行かしやんせ、せどの木小屋に菰がある。（「俚謠集拾遺」六頁）

第七　歌謠と勞働忌避

農事作業は筋肉勞働である、既に勞働であるが故に少からぬ苦痛が伴ふ、殊に自分の勞働の結果が全部自分の報酬として返つて來ない下女下男の輩にあつては、其日々々の農業勞働を一層苦痛に感じたことであらう。故に彼等農業勞働者の間に於て苦痛を訴ふる歌詞が謠はれたのは自然である。疑問とすべきは、此種の氣のめいるやうな陰鬱なる苦痛の表現歌を、果して農事作業の最中に於て彼等の口で謠つたものであらうか、元來歌謠は其謳歌者が自ら其の勞働の苦痛を忘るゝ爲か、又は勤勞の精神を作興しようとする目的の爲に輕い氣持で謠はるゝものであるのに、此やうな陰鬱なる歌謠を果して彼等が其作業場で謠つたかどうかは疑問である。之は多分農事作業に從事しない村の文字ある巧者人が、勞働者に同情して謠つてやつたものであらう。左に揭ぐる歌謠の如きは其典型的なるものである。

田植唄（筑前國）

腰の痛さよせまちの長さ、四月五月の日の長さ。（「日本歌謠類聚」「下」三〇四頁）

田植唄（周防國岩國）

雨が降つても燒く日が照るも、青田の中でしよぼ〳〵と、してからくらす、百姓共、旦那だんさん、苦を思やんせ。（「日本民謠大全」五九九頁）

田草取唄（備後國）

暑い、ほけるよ、手拭ほしや、樣の浴衣のきれなりと。（「吉備郡民謠集」七四頁）

草取唄（甲斐國西山梨郡）

田の草取りがいやだから、田のない國へ行きたい。（「俚謠集」二三八頁）

草取唄（陸奥國三戸郡）

腰痛い、肩やめる、どこで此腰休めよう、あみだ佛を取りのけて、其下で休めよう。（「俚謡集」二七八頁）

鳥追唄（能登國）

苗代田のおんばさ、鳥追ふてくんさんせ、鳥は何鳥、小鳥、ひるの中の燕、追ふても〳〵立たん。（「日本民謡全集」二三頁）

籾摺唄（越後國西頸城郡）

碓すりや、おなかぺるよ、かあかさ、夜食をたいてくれ。（「俚謡集」一〇二頁）

碓挽唄（越前國）

此外又子守仕事を厭ふ幼年勞働の苦痛を訴へた歌詞がある。卽ち、

子守唄（紀州熊野地方）

こんな泣く兒を一日負ふたら、足が棒になる、杖になる。（「熊野民謡集」一〇五頁）

子守唄（紀州熊野地方）

守のつらいのは日暮と朝じや、またもつらいのはあめふりぢや。（「熊野民謡集」一〇五頁）

子守唄（紀州熊野地方）

旦那ようきけ、奥様ようきけ、もりにきつなりや子にあたる。（「熊野民謡集」一〇四頁）

一升二升なら細かうも挽かふに、細かふ挽かりよか五升六升。（「能美郡民謡集」四六頁）

米搗唄　土佐國幡多郡）

搗けどこづけど、此米やつけぬ、何處のお倉の底積か。（「日本歌謡類聚」「下」三〇三頁）

米搗唄（山城國愛宕郡）

なんぼ踏んでも此米やふめん、これは百姓の涙米。（「日本民謡大全」八一頁）

* * *

近年の如く農業勞働者や小作人が其勞働權や小作權を主張する時代となつては、此等勞働者や小作人は社會生産體としての自覺によりて自ら資本家や地主の上に高く持し、村の土地持や金持に對して怨恨の意思を仄かして居る有樣であるけれども、前代の日本の勞働者や小作人は地主や主人を呪ふ所か、却つて自分達と同一階級に在る勞働者に對して嘲罵の意を含んだ歌詞を口にして喜ぶものがあつた。此等の歌詞を口にする彼等は其身の一日も早く勞働者、小作人たる地位を脫却して世帶持、小金持の境遇に入りたかつたのである。

米搗唄（武藏國青梅町）

搗屋御商賣永くはさせぬ、私白齒の中ばかり、跛足（びっこ）の眞似して、片足もちやげる。（「日本民謠大全」二四七頁）

蕗打唄（土佐國幡多郡）

一、蕗打ほどつらいもな無いは、ぼろ着物着て門に立つ。

一、蕗打ちやと侮（あしら）つてくれな、內の隣にや倉もある。

一、蕗打ちやとやしべてくれな、此處で照る日は何處も照る。（「日本歌謠類聚」「下」一二〇一頁）

木挽唄 紀州熊野地方）

こびき乞食は一字のちがひ、一字ちがへば皆乞食。（「熊野民謠集」八八頁）

木挽唄（越前國）

大工木挽の妻ならいやじや、松やきのこのかざがする。（「能美郡民謠集」四三頁）

木挽唄（土佐國）

木挽するより逼路がましじや、麥の粉を食てお茶呑んで。（「日本民謠大全」六二七頁）

油絞唄（伊賀國上野）

一、はたき八文、篩子は五文、絞りや四文で何にや殘る。

一、油やのやの〳〵ねの助さんが、油足らいで身を絞る。

一、はたきや八坊主、篩子は乞食、しぼりや四國で野だれ死。（「日本民謠全集」「續」四八頁）

土手築の唄（甲斐國）

ねば土お花やんのお父さんを御覽、破れ障子で虱取る。（「日本民謠全集」四九頁）

同じく勞働仲間を嘲罵したものゝ中でも、勞働者其者の生活實體に觸れず、單に勞働從事者の禮儀作法の不樣なことを罵りたる歌謠の如きは、其中に滑稽味が湛ふか、其れでなければ、極めて粗野に響くものが多い。

碓挽唄（讃岐國）

內のねえさん粉をひきやねむる、團子食ふ時や眼が光る。（「日本歌謠類聚」「下」三〇〇頁）

麥搗唄（佐渡國）

麥搗きやせでも夜食とるときや、腕まくり。（「俚謠集」一〇三頁）

第八　歌謠と食物

農民の食物は一體に粗末である、彼等が日々口にするものは自家の圃場に生産した穀菽類か、野菜類であつて、一年中、魚類、肉類を口にする日は稀である。況んや雇人として平常主人の家に於て、勞働する下女下男の輩に於てをや。彼等の口にするものが斯の如く一般に粗末であるから、彼等は動もすれば一層の美食を口にせんことを欲する、由來人類の本能生活に於て色慾と食慾とは其主要なるものであるが、單調なる農村生活に於て、農業勞働に從事する間にも、彼等が美味佳肴を欲求するのは、其時代の彼等としては普通のことであつたらう。

木挽唄　熊野地方）

木挽きや米の飯、炭燒きや茶がゆ、百姓男は麥のめし。（「熊野民謠集」八七頁）

麥搗唄（武藏國入間郡）

挽割御膳に菜葉の汁じや、地柄（麥搗杵）がふめない、それでも御主人地柄の囃じや、お氣には留めるな。（「俚謠集」一三二頁）

米搗唄（武藏國北葛飾郡）

挽割御膳に菜つばのおさいじや、ちからの頭が大蛇と見える。（「俚謠集」一三四頁）

お米の御膳にをとゝ（魚）をさいだら、ちからの頭が張子の達磨を蹴上げるようだよ。（「俚謠集」一三四頁）

第九　歌謠と階級

前に述べたる如く、前代に於ても勞働作業に從事するものゝ中には自分の稼業に從事する自前の勞働者、卽ち自己の計算に於て自家の稼業にいそしむ者と、他人に雇傭せられて勞働に從事するものとの區別があつたのであるが、後者の場合には、時ありてか、其主人に對して怨恨の情緒を歌詞に現はしたものがあつた。

糸繰唄（伊勢國多氣郡）

一、細く〳〵は主人のおほせ、糸はほそらす、眼はほばる。（「日本歌謠類聚」「下」二六四頁）

糸引唄（丹波國）

一、糸屋旦那さんは三番叟のように、眼むき鼻むきおそろしや。

一、糸屋旦那さんは算盤枕、糸が取れたら、金まくら。（「日本民謠全集」「續」四九頁）

米搗唄（紀州熊野地方）

庭で米つく、奥の間で碁うつ、二階座敷で金はかる。（「熊野民謡集」八二頁）

第十　子守唄の本質

子守は十一、二歳から十五六歳迄の少女が自分の弟兒や妹兒を背負ふたり、又は他人の家に雇はれて、他人の子供を守りする仕事であるが、子守は殆んど全く少女の仕事とせられて居るから彼等が背中に子供を背負ひつゝ歌謡の口吟に耽るのは、子守り仕事其ものが他の家庭勞働に比して歌謡化され易いからである。普通子守唄は無邪氣なる調子と歌詞とから成り、元來が子供を背中で就眠させる爲の謡であるから、一般に調子の長いものが多く、歌詞も亦其れに連れて子供の口吟にふさはしく作られ、他の多くの農民歌謡のやうに甚しく皮肉なのや、戀愛に觸れたものなどは至つて尠いが、其れでも

子守唄（諸國）

一、ねんね、子守りか、どこいつて、此山越えて里へいつた、里のみやげになにもらつた、御里の土産にあめをこし、お母さんの乳より猶うまい、うまけりや五文も買てあげる。

一、此子あ、なせ泣く、夢でもみたか、夢はみりやせぬ、くせでなく、ねんねしろ〳〵、まだ夜は夜中、あけりや、御寺の鐘が鳴る。（「日本民謡全集」四六頁）

子守唄（武藏國八王子）

一、ねんねこねんねこよ、おらが赤坊寢た留守に、小豆をよなげて米といて、赤のまんまへ魚添へて、赤の好い子へくれるぞよ。

一、ねんねこ〳〵ねんねこよ、おらが赤坊はいつできた、三月櫻の咲く時に、道理でお顏が櫻色。（「日本民謡集」「續」一〇五頁）

子守唄（常陸國稻敷郡）

一、ようく働らけ、お怜悧に、馬鹿なら阪田へ婿にやる、稗飯食ふか、茨背負ふか。

一、ねんねやかん〳〵ねんねこな、ねんねこしておめがさめたなら、赤い御膳に魚添へて、寢ずは昨夕の冷麥へ、冷汁かけて上げまんす、それだで默つてねんねしな。

一、ねんねころやい、ねんねこや、ころ〳〵山の兎どの、なせにお耳が長いのかい。おつ母さんの御腹にあつたとき、椎の實桙の實たへたとて、そんなに、お耳が長いのかい。

子守唄（伊勢國四日市）

一、守もして來た三年四年、此兒程には泣かなんだ。

一、寢ては念佛起きてはつとめ、死んで佛になりたさに。（「日本民謠全集」一三七頁）

子守唄（伊勢國四日市）

一、此兒泣いてもうちさへよけりや、まだもおります來年も。

一、こんな泣く兒の守しよと云ふたか、泣かん兒の守しよと云ふたに。

一、此兒泣くので日に〳〵やせる、帶の二重が三重まはる。

一、泣くな歎くな、泣かいでさへも、氣まづ、なるぞへ、人の兒は。

一、此兒よふ泣く、せんたいよ泣く、乳が足らぬか乳離れか。

一、乳が足らんでも、乳離れでもないが、少し風ひいて泣きなさる。

一、こんな泣く兒のお守はいやよ、お暇を下され、わしやも去く。

一、守よ子守よ、なせ子を泣かす、泣かすまいぞと置いてたもの。

一、此兒泣くので病がおきた、やまいなほされ、もとのよに。（「日本民謠全集」一三四頁）

の如きは子守なる家庭勞働者が其の仕事を厭ひ又は其主人に對する怨恨の思想を現はしたものであつて、嬰兒を就眠せしむる爲の唄としては聊か辛辣味が勝ち過ぎて居る。左れど、子守なる勞働、殊に他人に雇はれて、他人の子供を保育せねばならぬ勞働は十二三やそこらの少女に取りては、可なりの苦痛としたのに違ひない、故に彼等少女の口から子守を呪ふ氣持が謠はれたのであらう。

其れから又田舍の煤けた草屋根の下に住む百姓の兒に取つては、江戸や京都や大阪は憧れの歡樂境であつたらう。彼等は一生に一度は伊勢參り、善光寺詣り、本願寺詣でを企てゝ、都の風に吹かれたかつた、其の頃の大人達は唯の一度でも都上りをすれば、村民總體から祝宴を受くる樂みを持つて居た程の時代である。斯る氣持が田舍の子供の頭にも泌み込んで、一生の間に一度は江戸か京都を見物したかつたのであらう、相模地方の子守唄に斯ういふのがある。

ねんねこじまのきんがら少女、をとめでつかくなりや江戸へやる。江戸はちん〳〵縮緬づくり、田舍は菜種のしりしぼり。（「日本民謠全集」一〇三頁）

結詞

上來語り續けた所を綜合するに、一概に農民歌謠と云つても必ずしも、農民自身が作つたものばかりではない。中には農業者ならざる田舍の巧者人、殊に醫者や僧侶の作に成るものが尠からず

ある、そして又、更に農民自身の作つたものでも、實際其作業に從はない閑人の考案に成つたものゝ多くあることを忘れてはならぬ。

元々農村の間にうたはれた歌謠であれば、其歌詞は屈曲に富んだものよりも、自然に本心の流露した單調のものが多く、都會人が見て以て羞辱とする異性への思春の情緒や、飲食に對する露骨なる食慾の訴などが、歌詞の中に遠慮なく出て來る處は、流石に包み隱しをせざる農民生活の本音である。

數ある歌謠の中には農夫に勤勞を勸むるものがあり、農業勞働を讃美するのがあり、作業の叙事詩があり、勞働の苦痛を訴ふるがあり、又從事員を嘲るものがあるけれども、此等の歌謠を通して最も著しき特色をなすものは矢張り戀愛又は春情を歌謠化したものと、滑稽的示唆の現はれたものである。蓋し歌謠が餘りに理窟に落ち過ぎたり、又は深味がありすぎたりしては、農民の耳に入り難くして興味がなくなる。彼等が歌謠を聽きて感興を覺ゆるのは其歌の滑稽味に唆らるゝか、又は猥褻なる文句の刺戟である、滑稽と卑猥の歌詞が青年子女を刺戟する所に、歌謠としての生命が托されてある。

歌謠は時代の移ると共に或るものは滅亡し、或るものは變化するを免れぬ、歌謠の主要部分を成す田植唄の如きも、曾ては小綺麗な身裝をした早乙女が田の面に下り立ち、節面白い田植唄に各其手を揃へて稻の苗を一本々々田の面に挿しつゝ横に這ふたり、後しざりしたもので、夫の泥かけや、泥打の行事は克く此の早乙女を相手として行はれたものであつたが、後ち田植が定木植となり、定繩植となるや、早乙女は定木持や繩持の合圖によりて、べたり〳〵と苗を挿して後しざりせねばならぬことになつて、田植唄の必要は其れきり無くなつた。田植が終つた後に早苗の條目が美事に揃ふた景觀と、正條植に基く除草上の便利は其爲によくはなつたけれども、田植唄の美しい聲波は其れきり止んで仕舞つた。

籾摺唄や、米搗唄も德川時代傳來の農具が使はれて居る間こそ、村の青年男女によりて唄はれもしたが、近頃のやうに、農村の諸勞作に電化が行はれて、籾の調製には「モーター」を据えて籾摺機を運轉し、又米搗も踏臼や水車から一轉して電氣搗へと變つては、村の若人達が米搗き唄を謠ふ情景は見られなくなつた。

明治になつてからでも、家內工業としては生絲の座繰が養蠶地方に行はれて居たが、之も製糸工場の發達と共に近年大に廢れ、隨つて田舍の座繰臺の前に品よく腰を掛けた嫂さん達の絲繰唄は聽かれない。

村の溜池や堤防を築くには昔は村の若者達を呼び集め、其連中での喉の美しい音頭取りが、地搗き唄を謡ひ、青年男女が唄の調子に合せて笑ひ興じながら粘土を搗で叩いたり、兩股を高く空に上げて踏み固めたものだが、其れも近頃のやうに切り石や「コンクリー」で作つた「ローラー」をごろ〳〵廻して地固めをするやうになつては、地搗き唄の要も段々無くなるであらう。

其れよりも最も悲慘な終熄を告げたものは夫の馬子唄である。馬子は交通不便であつた德川時代には飛脚と共に唯一の運輸機關であり、通信機關でもあつた。馬の首に鈴をつけ、其れをしやん〳〵鳴らし、馬子が八卷姿で駒の後から馬子唄を謡ひながら、往還を歩く光景は馬車によつて奪はれ、其れから更に汽車、電車、自動車が發達するに隨つて全く絶滅に歸し、今日は全國でも餘程の田舍に行かなければ、馬子唄を唄ふて道を往く光景は見ることが出來ない、生活の便利が加はり、文明の開け行く一方に、日本固有の文化がどし〳〵と廢れ行くのは思ひ見るさへ物淋しい。

詮議に値することは、農民の口にする農業勞働歌謡は世間の所謂俗謡か否かと云ふことである、世間では、民謡と俗謡の語義を同一視し、民謡は卽ち俗謡、俗謡は卽ち民謡と云ふ風に解して居るやうであるけれども、私は此兩者の間に判然たる使ひ分けをしたいと思ふ、私見では、民謡は多分に地方的特色を帶び、主として特定の地方に限り流傳されて居る歌謡であつて、他の地方の人は其地元の人に就て特に練習を積まなければ一通りの謡ひ手にもなれぬものを指し、之に反して或歌謡が全國を通じて遍く謡はれ、津々浦々の青年男女の口に上るようになつたものは之を稱して俗謡としたい。此意味に於て夫の安來節の如きは最初の間は出雲國安來町地方の民謡であつたであらうが、後ち其れが旅藝者達により全國に流布せられてからは、最早紛ふ方なき俗謡となつた譯である。斯くて一地方に限り謡はれて居る歌謡ならば、縱令其れが俗謡的調子を具へて居ても一個の民謡たることに相違ないと解したい。

歌謡は讀むものにあらずして謡ふものにあらずして、聽覺により人間の情調を潤ほすものである。故に農民勞働歌謡としての眞の味は歌詞そのものよりは寧ろ歌の調子により決せらるゝ。實際に就て見るに、或は田植に於て、籾摺に於て其勞働從事者によりて謡はるゝ唄が面白いと感せらるゝのは調子が主であつて、歌詞は寧ろ從たる地位に在る、殊に歌詞が餘り古風であつたり、理窟めいたものであれば、聽き手一體は其歌詞に耳を傾けずして調子に動かさるゝことになる。之に反し謡はるゝ歌詞が卑近にして青年男女に對する刺戟力の熾烈であるものならば、其婉曲なる調子と共に聽者を動かす力は大きい。

餘言

以上私は日本の農村社會に現に行はれ、又は曾て行はれたことのある民謠中の勞働歌謠を選みて、分類を試みたる上、其各々に付き主として心理的方面より若干の考察を試みたのであるが、今全篇の記述を終へて茲に筆を擱かんとするに際し、更に一つ附け加へて置きたいことがある。

世の所謂高級文學、殊に西洋思想を高調したる文學の愛賞家は日本固有文學中の最平俗なる民謠に對して左までの重要性を認めぬかも知れない。又世の所謂倫理學者、道德家先生は農村民謠——勞働歌謠——が卑猥であり、粗野である爲に一途に其れが流傳の價値なきものと速斷するかも知れないが、私共の如く平生農村を其生活寰境として居る者には、此等農村生活の卑猥性や粗野性こそ包み隱さぬ日本農民の眞情であり、本音であると思ふ、此天眞流露を知る事によりて學者は農民の實際生活の如何なるものであるかを解することが出來、又農民自身は此等の卑猥粗野なる歌謠によりて祖先同胞の生存心理や、生活樣相を知り、以て一日も早く此等の卑猥と粗野より解脫して、一層淨化せられたる文明社會の一員たらんとして精進を積ましむることにもなるのである。

以上の民謠心理論が多少でも道理なりと認められるゝならは、今の日本の文敎司局が民間俚謠の選集に對し徒に「手心」を加へ、所謂「風敎に害ある」ものは其文品の良否如何に係らず、削除して顧みない態度に對しては、一應の抗議もしてみたくなる、そして又官廳の斯る不親切なる態度は折角其れ等の逸品を抱いて樂んで居る田舍の農民に對し、同情ある取計とも受取られない。人間社會の進化を知り、其が正しき指導は、何時でも、其眞實を有體に曝露する處より始まるものであることを進言したい。

引用書及參考書名

一、三上永人編　東石見田植唄
一、早川孝太郎編　能美郡民謠集
一、槻本楠郎編　吉備郡民謠集
一、小山眞夫編　小縣郡民謠集
一、松本芳夫編　熊野民謠集
一、仁多郡役所　島根縣仁多郡志
一、飯石郡役所　島根縣飯石郡誌
一、文部省　俚謠集
一、同　俚謠集拾遺

52320 3703
22

一、童謠研究會編　日本歌謠大全
一、大和田建樹編　日本歌謠類聚(上下)
一、前田林外編　日本俚謠全集(正續)
一、鎌田史光編　日本民謠選集

再訂增補 農村社會史論講（完）

昭和二年九月一日初版印刷
昭和二年九月五日初版發行
昭和十九年六月十一日八版印刷
昭和十九年六月十五日八版發行

改訂增補農村社會史論講
㊟定價金貳圓九拾錢
特別行爲稅相當額金貳拾八錢
合計金參圓拾八錢

著者　小野武夫

東京都神田區神保町二ノ二
株式會社　嚴松堂書店
代表者　波多野一

東京都神田區三崎町二ノ一
相原太郎
（東東四九六九）

出版會承認　ア3572
1000部

發兌元

東京都神田區神保町二ノ二
株式會社　嚴松堂書店
會員登錄番號第一〇六五一三
電話九段(33)四一三五—四一三八番
振替口座東京六五五六番

著者紹介

法政大學卒業
農學博士
法政大學教授

主要著書

農民經濟史研究
永小作論
日本兵農史論
農村社會史論講
近世地方經濟史料
日本農業起源論

配給元　日本出版配給株式會社　東京・神田

購入
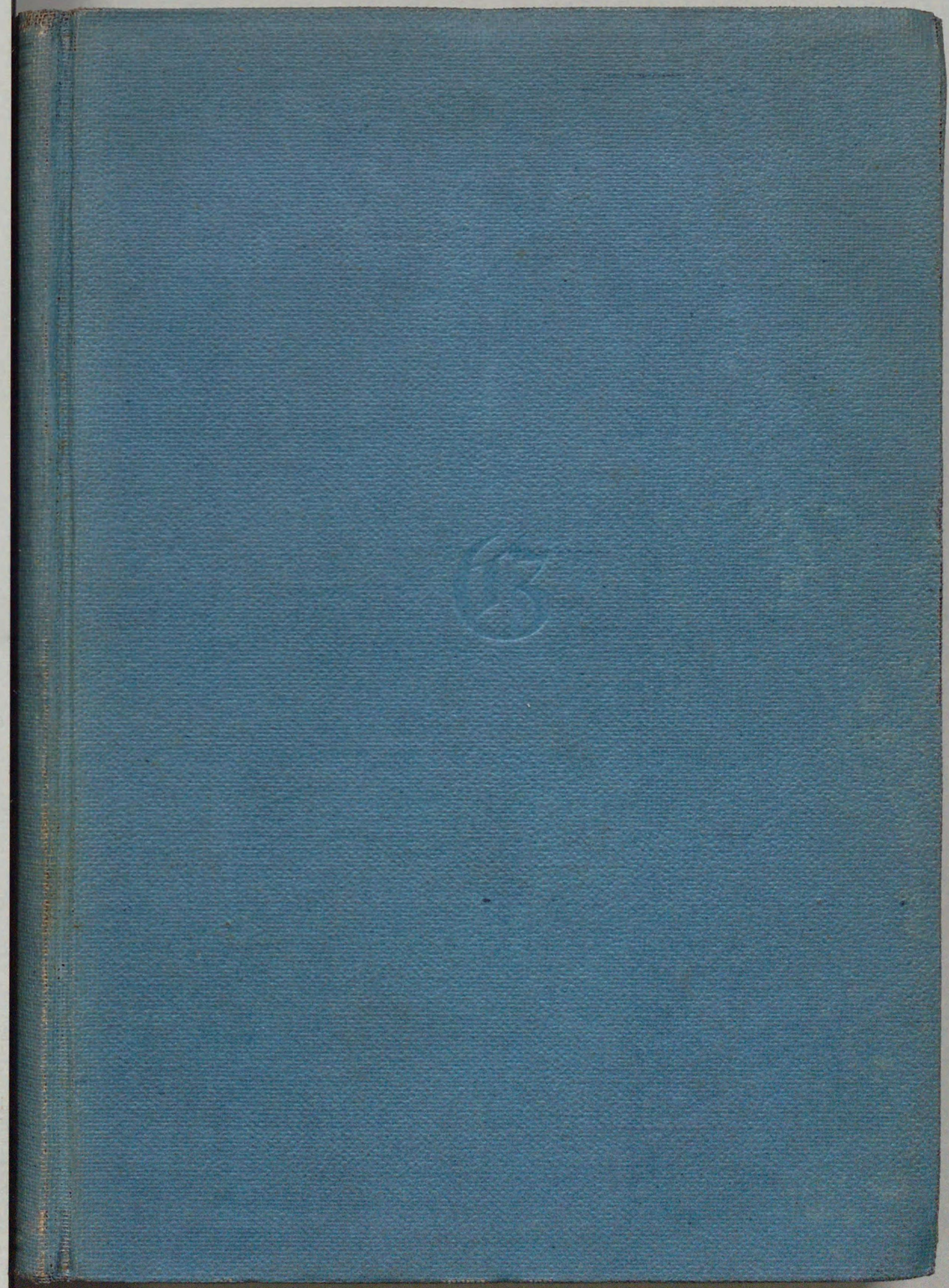
衆議院 19.7.14 圖書館